

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年4月1日  
(第5期) 至 平成22年3月31日

東日本高速道路株式会社

(E04370)

第5期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

東日本高速道路株式会社

# 目 次

	頁
第5期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【業績等の概要】	13
2 【生産、受注及び販売の状況】	15
3 【対処すべき課題】	15
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	22
6 【研究開発活動】	23
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	23
第3 【設備の状況】	27
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	27
2 【道路資産】	30
第4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
2 【自己株式の取得等の状況】	37
3 【配当政策】	37
4 【株価の推移】	37
5 【役員の状況】	38
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	39
第5 【経理の状況】	44
1 【連結財務諸表等】	45
2 【財務諸表等】	88
第6 【提出会社の株式事務の概要】	123
第7 【提出会社の参考情報】	124
1 【提出会社の親会社等の情報】	124
2 【その他の参考情報】	124
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	125
第1 【保証会社情報】	125
第2 【保証会社以外の会社の情報】	126
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	126
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	127
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	127
第3 【指数等の情報】	129

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年6月29日

**【事業年度】** 第5期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

**【会社名】** 東日本高速道路株式会社

**【英訳名】** East Nippon Expressway Company Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼社長 佐藤 龍雄

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

**【電話番号】** 03-3506-0111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 松田 博之

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

**【電話番号】** 03-3506-0111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 松田 博之

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益 (百万円)	436,953	866,748	938,850	873,094	808,469
経常利益 (百万円)	16,132	16,799	13,810	13,300	12,442
当期純利益 (百万円)	6,792	9,887	8,710	7,674	7,245
純資産額 (百万円)	111,872	128,333	136,927	144,360	151,659
総資産額 (百万円)	657,787	693,207	733,971	794,093	788,246
1株当たり純資産額 (円)	1,065.45	1,219.56	1,302.00	1,374.86	1,444.38
1株当たり当期純利益金額 (円)	64.69	94.17	82.96	73.09	69.00
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.0	18.5	18.6	18.1	19.2
自己資本利益率 (%)	6.0	7.7	6.3	5.3	4.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	778	△97,493	△8,198	△59,608	26,491
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△81,058	20,835	3,910	6,266	△28,558
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	78,846	61,275	30,123	59,043	9,319
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	66,478	52,417	78,387	84,029	91,323
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	2,614	4,159	9,754 〔1,240〕	11,948 〔1,674〕	12,207 〔2,082〕

- (注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 第1期及び第2期の臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
6. 純資産額の算定にあたり、第2期連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益	(百万円)	436,953	851,652	925,419	855,285	781,336
経常利益	(百万円)	15,478	13,502	7,517	6,007	4,994
当期純利益	(百万円)	6,138	7,501	4,300	2,661	2,299
資本金	(百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数	(千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額	(百万円)	111,218	125,014	129,314	131,975	134,275
総資産額	(百万円)	657,083	678,129	719,233	781,236	768,489
1株当たり純資産額	(円)	1,059.22	1,190.61	1,231.56	1,256.91	1,278.81
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	58.46	71.45	40.95	25.34	21.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	16.9	18.4	17.9	16.8	17.4
自己資本利益率	(%)	5.5	6.0	3.3	2.0	1.7
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(人)	2,605	2,597	2,332	2,253	2,225

- (注) 1. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間  
であります。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
6. 純資産額の算定にあたり、第2期事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業  
会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用  
指針第8号)を適用しております。

## 2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	東日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及びネクセリア東日本(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年6月	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道(現(株)ネクスコ・サポート北海道)(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東(平成19年10月、(株)東関東への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟(平成20年3月、(株)クエスト新潟への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・トール東北(連結子会社)及び(株)ネクスコ・トール関東(連結子会社)設立
平成18年9月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を一部変更
平成19年3月	新日本ハイウェイ・パトロール(株)、札幌道路エンジニア(株)、(株)アクトノース及び陸羽道路メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ(株)ネクスコ東日本パトロール、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道及び(株)ネクスコ・メンテナンス東北に商号変更 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	(株)ネクスコ・トール北関東(連結子会社)設立
平成19年7月	東日本ハイウェイ・パトロール(株)(現(株)E-NEXCOパトロール)を株式取得により連結子会社化
平成19年9月	(株)東関東を株式取得により連結子会社化
平成19年10月	(株)東関東が(株)ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併し、(株)ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更
平成19年12月	(株)メンテナンス関東を株式取得により連結子会社化し、(株)ネクスコ・メンテナンス関東に商号変更
平成20年1月	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))の料金徴収期間が満了
平成20年2月	関越ロードメンテナンス(株)(現(株)ネクスコ・メンテナンス新潟)を株式取得により連結子会社化
平成20年3月	(株)ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)設立 (株)クエスト新潟を株式取得により連結子会社化、同社が(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟を吸収合併し、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟に商号変更
平成20年4月	(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)及び(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)設立
平成20年10月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年12月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更

### 3 【事業の内容】

当社及び関係会社(子会社18社及び関連会社7社(平成22年3月31日現在))は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の事業の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

#### (1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東日本地域の1都1道15県(注1)において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路(注2)の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金收受業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、(株)ネクスコ・サポート北海道 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
保全点検業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
維持修繕業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
交通管理業務	(連結子会社) (株)ネクスコ東日本パトロール、(株)E-NEXCOパトロール、(株)ネクスコ・サポート北海道 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
その他業務(注3)	(連結子会社) (株)ネクスコ東日本トラスティ (持分法適用関連会社) (株)NEXCOシステムズ、ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)高速道路総合技術研究所

- (注) 1. 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県(東京都、神奈川県、富山県及び長野県は一部区域)
2. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 用地調査管理、財産整理及び道路敷地管理等、有料道路の通行料金及び交通量等の電子計算、料金收受機械の保守・点検・整備・保全等並びに高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発の業務であります。

## (2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っております。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設(以下「直轄高速道路事業」といいます。)を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路等の工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

- (注) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

## (3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

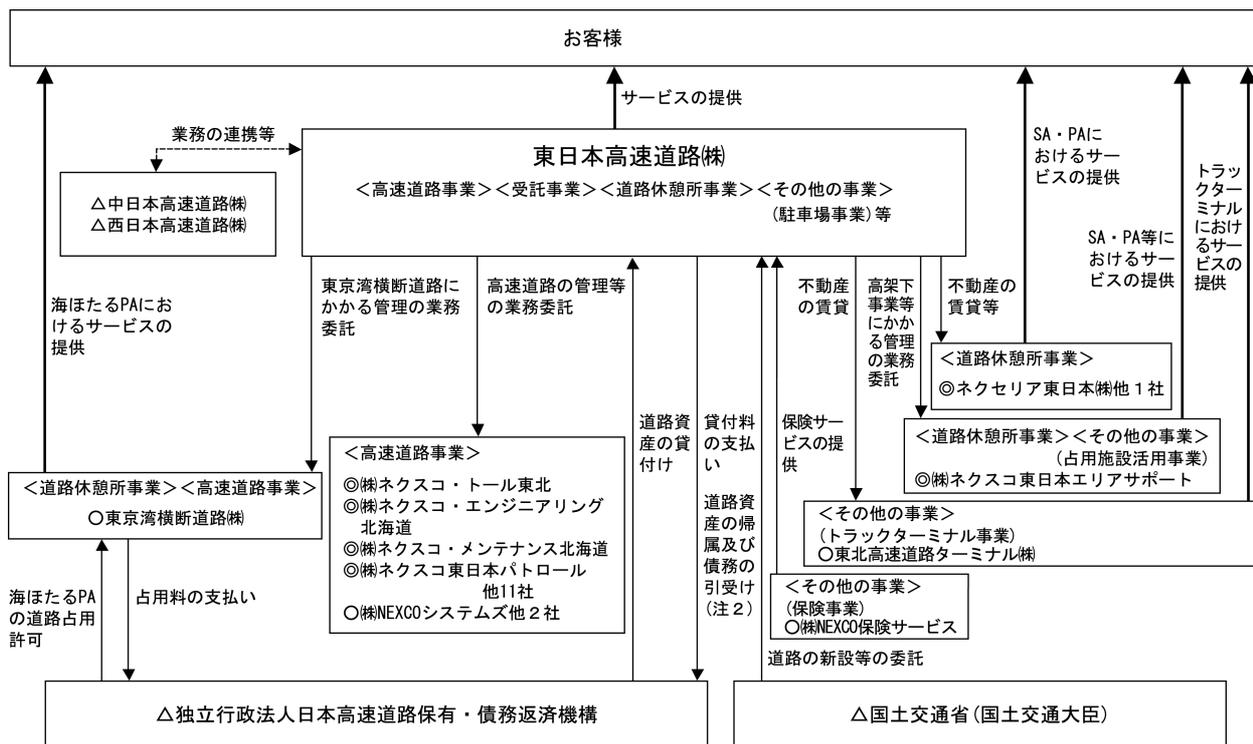
当社グループの管理するサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)305箇所のうち、商業施設を所有している181箇所についてはネクセリア東日本(株)(連結子会社)が、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の海ほたるPAについては東京湾横断道路(株)(持分法適用関連会社)が、それぞれ商業施設の管理運営を行っております。また、SA・PAの直営店舗運営業務については(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が、商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務については(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)が業務を行っております。

## (4) その他の事業

その他の事業においては、駐車場事業、コンサルティング事業、カード事業、WEB事業、占用施設活用事業、トラックターミナル事業等を実施しております。

このうち、駐車場事業については、日比谷自動車駐車場の管理運営を、コンサルティング事業については、直轄高速道路事業の施工管理、技術提案等による技術支援業務を、カード事業については、ETC機能、クレジット機能、電子マネー決済機能を搭載したE-NEXCO passの発行を、WEB事業については、料金検索システム及びSA・PA情報の提供並びにWEB広告、地域特産品等の販売等をそれぞれ当社が行っております。また、占用施設活用事業については、高速道路の高架下の占用施設を活用した事業を、当社及びその一部業務を(株)ネクスコ東日本エリアサポートに委託し行っております。さらに、トラックターミナル事業については、東北高速道路ターミナル(株)(持分法適用関連会社)が仙台南(宮城県名取市)及び郡山(福島県郡山市)の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。また、(株)NEXCO保険サービス(持分法適用関連会社)が保険代理店業務を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1. ◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。
2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引受けることとされております。



#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱ネクスコ・トール東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の料金收受業務を委託しております。支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・トール関東	東京都墨田区	90	高速道路事業	100.0	一般国道14号及び16号(京葉道路)等の料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・トール北関東	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金收受業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 北海道	札幌市白石区	60	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本エンジニア リング	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、事務所土地の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	北陸自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス 北海道	札幌市白石区	43	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス東北	仙台市青葉区	99	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス関東	東京都足立区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス新潟	新潟県長岡市	72	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本パトロール	東京都 千代田区	60	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱E-NEXCOパトロール	東京都豊島区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・サポート北海道	札幌市厚別区	40	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の料金收受業務及び交通管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本トラスティ	東京都港区	45	高速道路事業	100.0	用地調査管理業務、財産整理業務及び道路敷地管理業務等を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
ネクセリア東日本㈱	東京都港区	1,500	道路休憩所 事業	100.0	SA・PA内商業施設及び支社建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本リテイル	東京都港区	90	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本エリア サポート	東京都港区	90	道路休憩所 事業及び その他の事業	100.0	高架下事業等管理業務を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

## (2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
東京湾横断道路㈱ (注2)	東京都大田区	90,000	高速道路事業 及び 道路休憩所 事業	33.3 (0.0)	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)の規定による同社との管理協定に基づき、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の維持修繕、料金收受等の管理を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱NEXCOシステムズ	東京都台東区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱高速道路総合技術研究所	東京都町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。また、滋賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
ハイウェイ・トール・システム ㈱	東京都中央区	75	高速道路事業	19.6 [7.8]	料金收受機械保守等業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱NEXCO保険サービス	東京都文京区	15	その他の事業	33.3	保険代理店業務によるサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
東北高速道路ターミナル㈱	宮城県名取市	1,082	その他の事業	27.0 (0.4)	仙台南及び郡山の2箇所におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
奥羽道路サービス㈱	岩手県盛岡市	20	道路休憩所 事業	23.9 (23.9) [13.0]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
2. 有価証券報告書を提出しております。  
3. 議決権所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
4. 議決権所有割合の[ ]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成22年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	10,882
受託事業	[975]
道路休憩所事業	972
その他の事業	[1,107]
全社(共通)	353
計	12,207 [2,082]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他の事業については、両事業を一体的に取扱っていることから、一括して記載しております。
3. 従業員数が当連結会計年度末までの1年間において、259人増加しておりますが、その主な理由は、㈱ネクスコ・トール東北が関係会社以外の者から事業を譲受けたこと等によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

(平成22年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,225	42.0	19.7	8,119,056

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。

なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度においては、平成20年秋以降の金融危機に端を発した世界同時不況の下、国内の景気は依然として厳しい状況が続きました。企業活動及び個人消費の動向については、国内における景気刺激策の効果及び海外経済の改善等に伴い、持直しの動きが見られましたが、景気後退前と比較して低い水準に留まっています。

このような環境の中、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」及び「チャレンジ精神の重視」を常に念頭におきながら、業務を展開してまいりました。

加えて、グループ全体での内部統制の充実に取組み、各グループ会社において、監査責任者を設置し内部監査機能の強化を図るとともに、社内及び社外通報・相談窓口の設置等、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制の整備等を進めてまいりました。さらに、現場主体の業務改善活動であるタスク・ダイエットにグループ全体で積極的に取組む等、適正かつ効果的に業務を遂行するための体制強化を進めるとともに、環境に関する基本的な考え方である「環境方針」及び「環境行動指針」に基づき、環境経営の取組みを進めてまいりました。

また、政府方針に基づき平成21年3月末に開始したETC利用車両を対象とした地方部における休日特別割引(注1)及び平日昼間割引(注2)等の高速道路料金の引下げを円滑に実施しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益が808,469百万円(前期比7.4%減)、営業利益が9,466百万円(同8.5%減)、経常利益が12,442百万円(同6.4%減)となり、これに固定資産等修正益等の特別利益、固定資産除却損等の特別損失及び法人税等を加減した結果、当期純利益は7,245百万円(同5.5%減)となりました。

(注) 1. ETCを御利用の普通車及び軽自動車等を対象として、土日祝日等の地方部(一般有料道路の一部を除く)の高速道路料金の上限額を1,000円とする等の割引制度をいいます。

2. ETCを御利用の全車種を対象として、平日午前9時から午後5時までの地方部(一般有料道路の一部を除く)の高速道路料金を3割引とする等の割引制度をいいます。

#### (高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕、道路を良好な状態に保つための清掃や点検、構造物や施設の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路の新設及び改築に取組んでまいりました。また、現場を重視したグループ会社との協働体制の構築に継続的に取組み、グループ一体での目標管理や業績評価の試行等、さらなるグループ内の連携強化・一体感の醸成を図りました。

こうした中、政府方針に基づく料金引下げの実施及び上半期の燃料価格の下落等により交通量は増加したものの割引額が増加したこと、また、景気の低迷に伴い大型車種の御利用が減少したこと等により料金収入は571,150百万円(前期比13.9%減)となりました。一方、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した資産の額が171,193百万円(同30.1%増)となったこと等により営業収益は751,746百万円(同7.3%減)となりました。営業費用は機構に帰属した資産の額の増加により売上原価が増加したものの、協定に基づく機構への賃借料が400,401百万円(同19.5%減)となったこと等により748,157百万円(同7.2%減)となりました。以上の結果、営業利益は3,589百万円(同18.4%減)となりました。

#### (受託事業)

受託事業においては、直轄高速道路事業が縮小したこと等により営業収益は24,048百万円(前期比36.4%減)となり、営業費用は23,889百万円(同35.8%減)となりました。以上の結果、営業利益は159百万

円(同73.6%減)となりました。

#### (道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、SA・PAをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、新しいタイプの商業施設「Pasar羽生」及び「Pasar三芳」をオープンさせ、また、地域と連携し、特産品のPRや地域食材を活かした企画を行うことによりSA・PAの「地域のショーウィンドウ化」を進める等、着実に事業を進めてまいりました。

こうした中、連結子会社が事業を展開したこと及びお客さまが増加したこと等により営業収益は35,861百万円(前期比36.2%増)となり、営業費用は30,095百万円(同44.1%増)となりました。以上の結果、営業利益は5,765百万円(同5.8%増)となりました。

#### (その他の事業)

営業収益はコンサルティング事業における売上高が減少したことに加え、駐車場事業において大口顧客が解約したこと等により1,644百万円(前期比11.9%減)となりました。営業費用はコンサルティング事業における人件費が減少したことに加え、日比谷自動車駐車場の大規模改修工事が完了したこと等により1,795百万円(同8.5%減)となりました。以上の結果、営業損失151百万円(前期比営業損失54百万円増)となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益12,946百万円に加え、売上債権の減少額36,715百万円及び減価償却費18,659百万円等の資金増加要因があった一方、仕入債務の減少額19,259百万円及びたな卸資産の増加額15,569百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは26,491百万円の資金収入(前期は59,608百万円の資金支出)となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

固定資産の売却1,087百万円等の収入があった一方、料金機械、ETC装置等の設備投資29,395百万円等の支出があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは28,558百万円の資金支出(前期は6,266百万円の資金収入)となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入れによる収入125,000百万円及び道路建設関係社債(普通社債等)の発行による収入69,763百万円があった一方、長期借入金債務の返済等184,987百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額175,000百万円を含みます。)等があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは9,319百万円の資金収入(前期比49,723百万円減)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、91,323百万円(前期比7,294百万円増)となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(百万円)

1. 営業収益		
料金収入	571,150	
道路資産完成高	171,193	
その他の売上高	2,390	744,735
2. 営業外収益		
受取利息	5	
有価証券利息	34	
受取配当金	0	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	80	
雑収入	536	658
3. 特別利益		
固定資産売却益	80	
その他の特別利益	600	681
高速道路事業営業収益等合計		<u>746,074</u>

(注) 配賦基準は以下のとおりであります。

- ・高速道路事業又はその他の事業の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
- ・事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業へ配賦  
営業外収益及び特別利益については、営業損益比

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3 【対処すべき課題】

高速道路事業においては、安全・安心・快適・便利な高速道路の御利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理については、景気の低迷等が交通動向や料金収入に与える影響を引続き注視しつつ、政府方針に基づく料金に関する諸施策について、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性のさらなる向上に努めてまいります。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

また、次期連結会計年度は中期経営計画の最終年度となりますが、これまで進めてまいりました目標管理制度、新人事制度、ITマネジメント等の取組みのさらなる定着・充実を図りつつ、コンプライアンス重視の経営の下、業務のより適正、効果的な遂行に努め、経営目標の達成を目指してまいります。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点に御留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 1. 民営化について

#### (1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)(以下「整備法」といいます。)及び民営化関係法施行法(以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。))の施行により、機構、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)(以下「中日本高速道路」といいます。)、西日本高速道路(株)(以下「西日本高速道路」といいます。)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路、西日本高速道路、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。))とともに設立されました。

#### (2) 高速道路株式会社法

##### ① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること(第1条)を掲げるとともに、その事業の範囲(第5条)、機構との協定(第6条)等について規定しております。

##### ② 概要

##### (ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

##### a 株式又は募集新株予約権を引受ける者の募集等(第3条)

高速道路会社は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。))第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

##### b 事業範囲外の高速道路における業務(第5条)

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

##### c 代表取締役等の選定等(第9条)

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

##### d 事業計画(第10条)

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

##### e 社債及び借入金(第11条)

会社法第676条に規定する募集社債を引受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

f 重要な財産の譲渡等(第12条)

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等(第13条)

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ)その他の規制事項

a 調査への協力(第7条)

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等(第14条)

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限(第15条、第16条)

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ)政府の財政支援

a 政府(首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)にあつては、政府及び地方公共団体)は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません(第3条第1項)。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます(附則第3条)。なお、第6期事業年度において、政府が当社の債務について、新規に保証契約をする予定はありません。

(エ)特例措置(第8条)

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金(高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。)を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております(第1条)。特措法には、会社による高速道路の整備等(第3条から第9条)、道路資産(道路(道路法(昭和27年法律第180号)(以下「道路法」といいます。))第2条第1項に規定する道路を意味します。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。)を意味します。)等の帰属(第51条)等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア)国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築(第3条)

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款(第6条)

高速道路会社は、許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止(第21条)

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等(第24条)

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等(第44条)

高速道路会社は、高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ)道路資産等の帰属(第51条)

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ)eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ)その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等(第4条)

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ)eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされておりま。

b 供用約款の掲示(第7条)

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行(第9条)

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者(高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。)に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準(第23条)

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。

e 公告(第22条、第24条、第25条)

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金(第26条、第42条)

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査(第27条)

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督(第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア)aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ)aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督(第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等(第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております(第1条)。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容(第13条)、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等(第15条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等(第16条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準(第17条)等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです(第1条)。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行(平成17年10月1日)後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。協定には、機構が当社から引受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17

条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申出ることができるものとされており。貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされており。

#### (1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸付ける道路資産の貸付料については、協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3)道路整備特別措置法 ②概要 (ウ)その他の事項 d 料金の額等の基準(第23条)」を御参照ください。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入の1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引受けるものに限り。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引受けなければならないこととされており。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受に支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定等（前記「1. 民営化について (3)道路整備特別措置法 ②概要 (イ)道路資産等の帰属(第51条)a」を御参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定等が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路は、それぞれ、道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条を御参照ください。）。また、機構が当社の債務を引受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的債務引受となるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加等の被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 8. 品質管理

当社グループが実施する設計、工事等において、請負人の設計過誤や施工不良により、高速道路の構造等に欠陥が生じた場合には、通行障害や開通遅延による社会的信用の低下や料金収入の減少等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 9. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 11. 季節性

当社グループの事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 13. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、道路休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 14. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 15. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 5 【経営上の重要な契約等】

#### (1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付で締結しております(平成18年4月1日施行)。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申出ることができるものとされております。

貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」といいます。)が、①あらかじめ協定において定められている計画収入(以下「計画収入」といいます。)の1%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」といいます。)を超えた場合には、協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、1%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」といいます。)を下回った場合には、協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

当社及び機構は、関越自動車道等の暫定2車線区間の4車線化、一般国道47号(仙台北部道路)の一部区間の有料道路事業化及び地域活性化ICの整備等に伴い、平成21年8月10日付で協定を一部変更しており、平成22年度以降の計画収入及び貸付料、平成21年度ないし平成26年度の新設・改築費及び平成26年度以降の修繕費に係る債務引受限度額がそれぞれ変更されております。なお、関越自動車道等の暫定2車線区間の4車線化については、政府の方針に従い、事業執行を留保しております。

また、前連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりであります。

協定変更日	協定一部変更の内容
平成18年9月21日	当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直しに伴い、平成18年度以降の貸付料を変更
平成19年3月22日	スマートICの本格導入に伴い、平成19年度以降の計画収入を変更
平成20年10月7日	「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度及び平成21年度の計画収入及び貸付料を変更
平成21年3月10日	「生活対策(平成20年10月30日)」及び「道路特定財源の一般財源化等について(平成20年12月8日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度以降の計画収入及び平成20年度ないし平成29年度の貸付料並びに平成21年度の新設・改築及び平成33年度以降の修繕に係る債務引受限度額を変更
平成21年3月26日	スマートICの本格導入に伴い、平成21年度以降の計画収入を変更

## (2) 中日本高速道路及び西日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定においては、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、中日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定(以下「個別協定」と総称します。)を締結しております。

個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前(いずれによるかは各個別協定において定められております。)までに当社、中日本高速道路及び西日本高速道路のいずれから個別協定の内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされております。現在、経理・財務業務及び料金徴収・料金事務センター運営業務の個別協定は、上記に基づき自動更新され、平成23年3月31日まで有効となっております。

また、研究開発・技術協力業務については、中日本高速道路に設置された中央研究所において3社の調査・研究及び技術開発業務を取扱っておりましたが、かかる業務が新設分割により設立された(株)高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結しております。当該個別協定は、上記に基づき自動更新され、平成23年3月31日まで有効となっております。

## 6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、556百万円であります。

また、当社、中日本高速道路及び西日本高速道路の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリス

クを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、御留意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクを想定し、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引受けする新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引受けるとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受の方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得にかかる費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

#### ② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

#### ③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

#### ④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

### (3) 経営成績の分析

#### ① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で808,469百万円(前期比7.4%減)となりました。高速道路事業については、政府方針に基づく料金引下げの実施及び上半期の燃料価格の下落等により交通量は増加したものの割引額が増加したこと、また、景気の低迷に伴い大型車類の利用が減少したこと等により料金収入は571,150百万円(同13.9%減)となった一方、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した資産の額が171,193百万円(同30.1%増)となったこと等により営業収益は751,746百万円(同7.3%減)となりました。受託事業については、直轄高速道路事業が縮小したこと等により24,048百万円(同36.4%減)、道路休憩所事業については、連結子会社の事業展開及びお客さまの増加等により35,861百万円(同36.2%増)、その他の事業については、コンサルティング事業における売上高が減少したことに加え、駐車場事業において大口顧客が解約したこと等により1,644百万円(同11.9%減)となりました。

## ② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で799,002百万円(前期比7.3%減)となりました。高速道路事業については、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した資産の額の増加により売上原価が増加したものの、協定に基づく機構への賃借料が400,401百万円(同19.5%減)となったこと等により748,157百万円(同7.2%減)となり、受託事業については、直轄高速道路事業が縮小したこと等により23,889百万円(同35.8%減)、道路休憩所事業については、連結子会社の事業展開等により30,095百万円(同44.1%増)、その他の事業については、コンサルティング事業における人件費が減少したことに加え、日比谷自動車駐車場の大規模改修工事が完了したこと等により1,795百万円(同8.5%減)となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で9,466百万円(同8.5%減)となりました。その内訳は、高速道路事業が3,589百万円(同18.4%減)、受託事業が159百万円(同73.6%減)、道路休憩所事業が5,765百万円(同5.8%増)となり、その他の事業が営業損失151百万円(前期比営業損失54百万円増)となりました。

## ③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益1,312百万円及び土地物件貸付料421百万円等の計上により3,714百万円(前期比9.5%減)、営業外費用は支払利息602百万円等の計上により738百万円(同36.1%減)となりました。

## ④ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は12,442百万円(前期比6.4%減)となりました。

## ⑤ 特別損益

特別利益は、固定資産等修正益645百万円等の計上により1,101百万円(前期比86.3%増)となりました。

特別損失は、固定資産除却損495百万円等の計上により597百万円(前期比特別損失414百万円増)となりました。

## ⑥ 当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は7,245百万円(前期比5.5%減)となりました。

## (4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(普通社債及び政府保証債)の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額23,564百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額15,390百万円の設備投資を行いました。

道路休憩所事業については、当連結会計年度においては主に営業用建物等に総額4,208百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

## (2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、下記のとおりであります。

## ① 提出会社

(平成22年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
川口ジャンクション(JCT)他 401箇所等 (埼玉県川口市他)	高速道路 事業	料金徴収 施設等	32,761	59,551	— (—)	8	2,204	94,526	—
有珠山SA他272箇所 (北海道伊達市他)	道路休憩所 事業	休憩施設	18,477	442	71,731 (1,858)	—	58	90,709	—
日比谷自動車 駐車場 (東京都千代田区)	その他の 事業	有料駐車場	183	99	— (—) [11]	—	0	282	—
トラック ターミナル (宮城県名取市及び 福島県郡山市)	その他の 事業	トラック ターミナル	7	0	1,236 (115)	—	—	1,243	—
本社他18事業所 及び社宅等 (東京都千代田区 他)	全社 (共通)	本社、支社 及び社宅等	6,678	92	12,362 (1,480) [40]	534	434	20,103	1,415

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間の賃借料は1,345百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
3. 休憩施設の建物等の一部15,325百万円を連結子会社であるネクセリア東日本㈱に賃貸しております。また、休憩施設の土地の一部8百万円(4千㎡)を関係会社以外の者に賃貸しております。
4. 日比谷自動車駐車場の土地を東京都から占用しており、年間の占用料は56百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
5. トラックターミナルの土地の一部1,083百万円(102千㎡)を、東北高速道路ターミナル㈱に賃貸しております。
6. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。
7. 現在休止中の主要な設備はありません。
8. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は619百万円あります。
9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

(平成22年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱ネクスコ・ トール東北	本社他 15事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	建物附属 設備等	74	—	0 (0) [3]	—	11	85	1,321
㈱ネクスコ・ トール関東	本社他 9事業所 (東京都 墨田区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	4	—	— (—) [0]	29	3	37	2,170
㈱ネクスコ・ トール北関東	本社他 11事業所 (東京都 荒川区他)	高速道路 事業	建物附属 設備等	108	22	— (—) [2]	38	61	230	1,449 (514)
㈱ネクスコ・ エンジニア リング北海道	本社他 7事業所 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	本社等	202	19	82 (1) [0]	—	21	325	215
㈱ネクスコ・ エンジニア リング東北	本社他 15事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	54	—	— (—) [5]	356	49	459	404
㈱ネクスコ 東日本エンジ ニアリング	本社他 19事業所 (東京都 荒川区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	123	5	1 (0) [2]	75	178	384	819
㈱ネクスコ・ エンジニア リング新潟	本社他 6事業所 (新潟市 中央区他)	高速道路 事業	事業所等	75	16	— (—) [1]	69	67	228	208
㈱ネクスコ・ メンテナンス 北海道	本社他 6事業所 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	本社等	116	30	148 (3)	11	4	311	65
㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北	本社他 20事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	本社等	168	148	51 (2) [3]	66	96	532	266 (39)
㈱ネクスコ・ メンテナンス 関東	本社他 14事業所 (東京都 足立区他)	高速道路 事業	事業所等	368	35	95 (49)	100	30	630	251 (200)
㈱ネクスコ・ メンテナンス 新潟	本社他 4事業所 (新潟県 長岡市他)	高速道路 事業	本社等	228	13	74 (3) [1]	23	4	343	70 (42)
㈱ネクスコ 東日本 パトロール	本社他 29事業所 (東京都 千代田区 他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	53	162	3 (0) [0]	—	14	235	633 (71)
㈱E-NEXCO パトロール	本社他 13事業所 (東京都 豊島区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	6	77	— (—) [0]	—	7	90	304
㈱ネクスコ・ サポート 北海道	本社他 15事業所 (札幌市 厚別区他)	高速道路 事業	駐車場等	21	24	103 (0) [0]	5	1	155	887
㈱ネクスコ 東日本 トラスティ	本社他 37事業所 (東京都 港区他)	高速道路 事業	建物附属 設備等	27	0	— (—) [0]	20	—	48	188 (160)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
ネクセリア 東日本(株)	本社他 9事業所 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	SA・PAの 建物等	1,678	37	6 (1) [3]	—	181	1,904	191 (109)
(株)ネクスコ 東日本 リテイル	本社 (東京都 港区)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	173	—	— (—) [0]	37	89	300	393 (616)
(株)ネクスコ 東日本 エリア サポート	本社 (東京都 港区)	道路休憩所 事業及び その他の 事業	工具器具 備品等	2	—	— (—) [0]	4	2	10	148

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 土地及び建物を賃借しており、年間の賃借料は773百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
3. 臨時従業員数は、〈 〉で外書きしております。なお、(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)E-NEXCOパトロール、(株)ネクスコ・サポート北海道及び(株)ネクスコ東日本エリアサポートの臨時従業員数は、いずれも従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
4. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は114百万円であります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の 種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 京浜川崎料金所 他54箇所	神奈川県 川崎市他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	7,268	52	借入金 及び 自己資金	平成20年 1月	平成24年 3月
当社 佐野田沼料金所 他11箇所	栃木県 佐野市他	高速道路 事業	料金所設備 (料金収受機械)	1,609	26	借入金 及び 自己資金	平成21年 9月	平成24年 3月
当社 三芳PA(上り線) 他3箇所	埼玉県 入間郡他	道路休憩所 事業	営業用建物	4,387	1,875	自己資金	平成20年 4月	平成23年 4月

## 2 【道路資産】

### (1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、東関東自動車道等の新設、改築及び修繕等を通じ総額187,908百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産は、総額171,193百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
高速自動車国道常磐自動車道	宮城県亶理郡山元町大平～宮城県亶理郡亶理町逢隈(新設)	平成21年6月及び9月	11,239
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	新潟県胎内市弥彦岡～新潟県村上市南新保(新設)	平成21年7月	14,924
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道二海郡八雲町東野～北海道二海郡八雲町立岩(新設)	平成21年10月	5,435
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	八雲PA(新設)	平成21年10月	408
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	千葉県松戸市三矢小台二丁目～千葉県市川市高谷(新設)	平成21年10月	1,071
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道勇払郡占冠村字シムカブ原野～北海道勇払郡占冠村字上トマム(新設)	平成21年10月	48,722
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	黒松内JCT(新設)	平成21年11月	1,183
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田～茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴(新設)	平成22年3月	16,474
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	富谷JCT(新設)	平成22年3月	2,517
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道勇払郡占冠村字上トマム～北海道上川郡清水町清水(新設)	平成22年3月	876
高速自動車国道北関東自動車道	栃木県河内郡上三川町大字磯岡～栃木県真岡市長田(新設)	平成22年3月	320
高速自動車国道北関東自動車道	茨城県笠間市福原～茨城県笠間市平町(新設)	平成22年3月	301
高速自動車国道北関東自動車道	笠間PA(新設)	平成22年3月	70
高速自動車国道北関東自動車道	壬生PA(新設)	平成22年3月	67
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	黒磯IC(新設)	平成22年3月	17
一般国道47号(仙台北部道路)	宮城県宮城郡利府町沢乙～宮城県黒川郡富谷町穀田(新設)	平成21年12月及び平成22年3月	1,838
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県比企郡川島町大字中山～埼玉県桶川市大字川田谷(新設)	平成22年3月	4,421
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金～埼玉県比企郡川島町大字中山(新設)	平成22年3月	616
高速自動車国道関越自動車道上越線	長野県中野市大字永江～長野県上水内郡信濃町大字富濃(改築)	平成21年8月及び11月	23,290
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	本別IC(改築)	平成21年11月	342
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	福島県田村郡小野町大字夏井～福島県田村郡小野町大字小野赤沼(改築)	平成21年11月	141
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	福島県いわき市好間町榎小屋～福島県いわき市三和町合戸(改築)	平成21年11月	203
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	虻田洞爺湖IC(改築)	平成22年3月	442
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	埼玉県三郷市番匠免二丁目～埼玉県三郷市鷹野三丁目(改築)	平成22年3月	696
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢～福島県郡山市西田町大田(改築)	平成22年3月	162
一般国道14号(京葉道路)	幕張PA(改築)	平成22年3月	94
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成21年6月、9月、12月及び平成22年3月	35,310
合計		—	171,193

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

(平成22年3月31日現在)

区分		年間賃借料(百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	400,401
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線	
	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	
	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	
	高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	
	高速自動車国道関越自動車道新潟線	
	高速自動車国道関越自動車道上越線	
	高速自動車国道常磐自動車道	
	高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線	
	高速自動車国道北関東自動車道	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(安曇野市から千曲市まで (豊科ICを含まない。))	
	高速自動車国道北陸自動車道(新潟市から富山県下新川郡朝日町まで (朝日ICを含まない。))	
	高速自動車国道成田国際空港線	
	一般国道1号(横浜新道)	
	一般国道6号(東水戸道路)	
	一般国道6号(仙台東部道路)	
	一般国道7号(秋田外環状道路)	
	一般国道7号(琴丘能代道路)	
	一般国道13号(米沢南陽道路)	
	一般国道13号(湯沢横手道路)	
	一般国道14号(京葉道路)	
	一般国道16号(横浜横須賀道路)	
	一般国道16号(横浜新道)	
	一般国道16号(京葉道路)	
	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	
	一般国道45号(百石道路)	
	一般国道47号(仙台北部道路)	
一般国道126号(千葉東金道路)		
一般国道127号(富津館山道路)		
一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))		
一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))		
一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)		
一般国道466号(第三京浜道路)		
一般国道468号(横浜横須賀道路)		
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで (あきる野ICを含む。))及びつくば市から稲敷市まで		
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)		

- (注) 1. 機構から借受けた道路資産に係る当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の全国路線網に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また、賃借料は、協定の規定により当連結会計年度の料金収入の金額に応じて加減され、27,576百万円を控除しております。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	75,452	16,338 [18,670]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線	382,916	80,120 [82,872]	昭和63年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	65,860	6,753 [3,709]	平成6年9月	平成31年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	32,321	2,471 [16,804]	平成5年12月	平成26年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	26,849	669 [15,214]	平成5年12月	平成27年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	134,402	1,885 [—]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	109,198	7,122 [25,411]	昭和62年1月	平成27年3月
高速自動車国道常磐自動車道	264,948	53,116 [11,239]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	1,066,709	85,427 [37,234]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道北関東自動車道	290,889	74,565 [122,776]	平成10年1月	平成24年3月
高速自動車国道北陸自動車道	8,990	3,144 [—]	平成14年4月	平成25年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	29,669	813 [6,188]	平成7年3月	平成28年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	8,340	36 [1,838]	平成21年9月	平成27年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	20,523	1 [—]	平成12年7月	平成33年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,482	— [167]	平成14年9月	平成24年3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	48,040	1,801 [8,264]	平成16年1月	平成25年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	12,410	2,052 [—]	昭和62年12月	平成25年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	311,461	5,476 [21,325]	平成3年12月	平成28年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	151,255	3,194 [19,967]	昭和61年12月	平成25年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[ ]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において172,983百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で26,041百万円と見込んでおります。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年10月1日	105,000,000	105,000,000	52,500	52,500	52,500	52,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。また、資本金に組入れない額は、500円です。

## (6) 【所有者別状況】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	—	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数(単元)	1,049,999	—	—	—	—	—	—	1,049,999	100
所有株式数の割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

## (7) 【大株主の状況】

(平成22年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104,952,251	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47,749	0.04
計	—	105,000,000	100.00

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,999,900	1,049,999	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,049,999	—

## ② 【自己株式等】

(平成22年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、当面の間は、財務体質を強化することを最優先課題の一つとし、配当等の社外流出を控え、可能な限り内部留保の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業以外の事業に係る内部留保金につきましては、SA・PAの新築・改築・改修や新規事業への投資に用いる予定にしております。なお、高速道路事業において生じた利益につきましては、前記「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ① 高速道路事業の特性について」を御参照ください。

なお、当社は、剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

## 4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会 長兼社長	—	佐藤 龍雄	昭和21年8月10日生	昭和44年4月 昭電工株式会社入社 平成16年3月 同社専務取締役兼専務執行役員 平成19年1月 同社取締役兼専務執行役員 平成20年1月 同社代表取締役兼専務執行役員 平成21年3月 同社常任顧問 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長(現在)	(注2)	—
取締役兼専務 執行役員	—	村上 喜堂	昭和23年2月12日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成10年7月 国税庁調査査察部長 平成12年6月 同庁課税部長 平成15年7月 同庁次長 平成17年10月 当社専務取締役 平成22年6月 当社取締役兼専務執行役員(現在)	(注2)	—
取締役兼常務 執行役員	—	大西 敏夫	昭和25年3月7日生	昭和47年4月 日本道路公団入社 平成14年7月 同公団保全交通部長 平成16年2月 同公団東北支社長 平成17年10月 当社執行役員管理事業部長 平成20年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員(現在)	(注2)	—
取締役兼常務 執行役員	—	斉藤 伸一	昭和26年5月9日生	昭和49年4月 日本道路公団入社 平成16年2月 同公団民営化総合企画局調査役 平成17年7月 同公団民営化総合企画局副局長 平成17年10月 当社執行役員人事部長 平成20年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員(現在)	(注2)	—
監査役 (常勤) (注1)	—	谷川 和郎	昭和23年1月7日生	昭和45年4月 運輸省入省 平成10年6月 運輸省海上技術安全局船員部長 平成12年7月 自動車事故対策センター理事 平成15年10月 独立行政法人自動車事故対策機構理事 平成16年7月 財団法人運輸低公害車普及機構理事長 平成19年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注3)	—
監査役 (常勤) (注1)	—	南波 廣宜	昭和25年12月31日生	昭和49年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成18年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員中国本部長 平成19年4月 同社常務執行役員中国本部長 平成20年4月 同社常務執行役員東京本部長 平成22年4月 同社特別顧問 平成22年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注3)	—
監査役 (注1)	—	清原 建	昭和39年9月24日生	平成4年4月 弁護士登録(友常木村見富法律事務所) 平成13年6月 レイサム東京法律事務所 平成15年12月 アンシャースト東京法律事務所パートナー 平成19年1月 ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー 平成22年6月 当社監査役(現在)	(注3)	—
計						—

- (注) 1. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時(平成22年6月28日)から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時(平成22年6月28日)から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

#### ② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### (ア) 会社の機関の基本説明

###### (a) 取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、取締役全員4名で構成され、監査役も出席し、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則とし、さらに必要に応じて随時開催し、法令に定められた事項のほか、必要と認められる事項について報告を行うとともに、迅速かつ的確な意思決定がなされております。なお、当事業年度における取締役会の開催回数は15回であります。

###### (b) 経営会議

経営会議は、取締役及び常務執行役員で構成され、常勤監査役のほか、会議の都度、事項ごとに社長が指名する者が出席し、全社的に影響を及ぼす重要事項について審議・決議等するものであり、毎週1回開催を原則としています。なお、当事業年度における経営会議の開催回数は55回であります。

###### (c) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。なお、当事業年度におけるコンプライアンス委員会の開催回数は2回であります。

###### (d) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。なお、当事業年度における監査役会の開催回数は15回であります。

##### (イ) 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議(平成18年4月27日決議、平成20年9月25日一部改定)しており、その内容は次のとおりであります。

###### (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とする等、迅速かつ適切な対応ができる体制を整える。

事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整える。また、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取組むこととする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、決議、報告を行うとともに、全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て慎重に決定するために、経営会議を設置し、取締役は経営会議の審議に参画する。また、各取締役の担当業務を定めるとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。

内部監査の専属組織として、業務検査室を設置し、継続的な監査を実施する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(f) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営管理に関する社内規則を定め、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えるとともに、グループ会社におけるコンプライアンス体制及び内部監査体制について指導・支援を行い、その整備に努める。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設置する。

(h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に所属する使用人については業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

(i) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

(ウ) 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として業務検査室を設置し、6名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は担当取締役へ報告のうえ、さらに経営会議まで報告されます。

監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役室所属従業員については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を適時適切に報告しております。

(エ) 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 清水 至	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 打越 隆	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 近藤 浩明	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 山下 康彦	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士14名及び会計士補等6名を主たる構成員とし、その他の補助者15名も加えて構成されております。

(オ) 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役3名と当社とは、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とする等、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取組んでおります。さらに、総務部担当取締役を委員長とするリスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等の事務を所掌するとともに、毎事業年度、リスクマネジメントの現状を経営会議に報告することとしております。

④ 取締役及び監査役に対する役員報酬

		年間報酬総額(百万円)
取締役(5名)	社内(5名)	100
	社外(0名)	—
監査役(3名)	社内(0名)	—
	社外(3名)	37

(注) 上記のほか、役員退職慰労引当金繰入額10百万円を計上しております。

⑤ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

⑨ 会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記責任が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注1)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注2)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	68	—	67	—
連結子会社	9	—	9	—
計	78	—	77	—

(注) 1. 当社が会計監査人に委託した普通社債発行にかかるコンフォートレター作成業務他の対価5百万円を含んでおります。

2. 当社が会計監査人に委託した普通社債発行にかかるコンフォートレター作成業務他の対価4百万円を含んでおります。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)に基づき作成しております。

前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日)は、改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第2条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,931	16,251
高速道路事業営業未収入金	89,514	57,207
未収入金	8,629	3,818
有価証券	70,681	76,629
仕掛道路資産	346,299	360,635
その他のたな卸資産	※2 2,591	※2 3,910
受託業務前払金	11,241	10,666
繰延税金資産	1,438	2,005
その他	6,557	6,701
貸倒引当金	△23	△16
流動資産合計	550,862	537,811
固定資産		
有形固定資産		
建物	30,685	34,921
減価償却累計額	△6,098	△7,662
建物（純額）	24,587	27,258
構築物	38,274	40,933
減価償却累計額	△5,031	△6,325
構築物（純額）	33,242	34,607
機械及び装置	83,772	91,214
減価償却累計額	△26,340	△35,559
機械及び装置（純額）	57,431	55,654
車両運搬具	13,597	15,831
減価償却累計額	△9,130	△10,932
車両運搬具（純額）	4,467	4,898
工具、器具及び備品	7,685	8,670
減価償却累計額	△4,347	△5,135
工具、器具及び備品（純額）	3,338	3,535
土地	86,090	85,938
リース資産	1,169	1,896
減価償却累計額	△155	△514
リース資産（純額）	1,013	1,382
建設仮勘定	2,856	2,879
有形固定資産合計	※3 213,026	216,156
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	※4 15,808	※4 17,465
長期前払費用	1,975	1,709

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
繰延税金資産	1,949	2,420
その他	3,405	3,371
貸倒引当金	△456	△421
投資その他の資産合計	22,681	24,546
固定資産合計	242,656	249,921
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	548	494
その他	26	19
繰延資産合計	574	514
資産合計	※1 794,093	※1 788,246
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	72,483	54,325
短期借入金	67	—
1年内返済予定の長期借入金	9,987	8,561
リース債務	295	453
未払金	25,561	21,444
未払法人税等	5,550	4,079
預り金	1,958	1,512
受託業務前受金	17,724	14,125
前受金	3,780	2,832
賞与引当金	3,670	3,681
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	285	217
回数券払戻引当金	46	38
その他	3,478	4,131
流動負債合計	144,890	115,404
固定負債		
道路建設関係社債	※1 289,209	※1 289,218
道路建設関係長期借入金	105,000	125,000
長期借入金	27,776	19,215
リース債務	776	1,006
退職給付引当金	62,316	65,865
ETCマイレージサービス引当金	7,235	7,120
その他の引当金	386	610
負ののれん	4,739	5,615
その他	7,402	7,528
固定負債合計	504,842	521,181
負債合計	649,732	636,586

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	33,146	40,392
株主資本合計	144,440	151,685
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△79	△25
評価・換算差額等合計	△79	△25
純資産合計	144,360	151,659
負債純資産合計	794,093	788,246

## ②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	873,094	808,469
営業費用		
道路資産賃借料	497,589	400,401
高速道路等事業管理費及び売上原価	303,738	338,627
販売費及び一般管理費	※2 61,413	※2 59,973
営業費用合計	※1 862,741	※1 799,002
営業利益	10,353	9,466
営業外収益		
受取利息	670	247
土地物件貸付料	437	421
持分法による投資利益	1,238	1,312
契約解除違約金	664	—
その他	1,094	1,733
営業外収益合計	4,104	3,714
営業外費用		
支払利息	748	602
貸倒引当金繰入額	147	—
その他	260	136
営業外費用合計	1,157	738
経常利益	13,300	12,442
特別利益		
消費税等免税益	492	—
前期損益修正益	89	—
固定資産等修正益	—	※3 645
固定資産売却益	—	379
その他	9	76
特別利益合計	590	1,101
特別損失		
固定資産除却損	※4 100	※4 495
減損損失	※5 50	—
投資有価証券売却損	19	—
その他	12	101
特別損失合計	182	597
税金等調整前当期純利益	13,709	12,946
法人税、住民税及び事業税	6,858	6,771
法人税等調整額	△776	△1,070
法人税等合計	6,082	5,701
少数株主損失(△)	△47	—
当期純利益	7,674	7,245

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	52,500	52,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	52,500	52,500
資本剰余金		
前期末残高	58,793	58,793
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	58,793	58,793
利益剰余金		
前期末残高	25,471	33,146
当期変動額		
当期純利益	7,674	7,245
当期変動額合計	7,674	7,245
当期末残高	33,146	40,392
株主資本合計		
前期末残高	136,765	144,440
当期変動額		
当期純利益	7,674	7,245
当期変動額合計	7,674	7,245
当期末残高	144,440	151,685
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△54	△79
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△25	53
当期変動額合計	△25	53
当期末残高	△79	△25
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△54	△79
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△25	53
当期変動額合計	△25	53
当期末残高	△79	△25

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	216	—
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△216	—
当期変動額合計	△216	—
当期末残高	—	—
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	136,927	144,360
<b>当期変動額</b>		
当期純利益	7,674	7,245
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△242	53
当期変動額合計	7,432	7,299
当期末残高	144,360	151,659

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	13,709	12,946
減価償却費	16,779	18,659
減損損失	50	19
持分法による投資損益 (△は益)	△1,238	△1,312
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,153	3,537
賞与引当金の増減額 (△は減少)	522	4
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△136	△56
受取利息及び受取配当金	△676	△255
支払利息	6,101	6,231
固定資産売却損益 (△は益)	△0	△378
固定資産除却損	969	1,255
売上債権の増減額 (△は増加)	△37,534	36,715
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △44,126	※2 △15,569
仕入債務の増減額 (△は減少)	△16,440	△19,259
その他	9,624	△1,615
小計	△50,243	40,923
利息及び配当金の受取額	459	251
利息の支払額	△5,971	△6,117
法人税等の還付額	1,399	13
法人税等の支払額	△5,253	△8,580
営業活動によるキャッシュ・フロー	△59,608	26,491
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△1,303
定期預金の払戻による収入	124	393
固定資産の取得による支出	△24,224	△29,395
固定資産の売却による収入	185	1,087
有価証券の売却による収入	30,283	542
投資有価証券の取得による支出	△370	△61
投資有価証券の売却による収入	530	150
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	※4 142
営業譲受による支出	※3 △131	—
その他	△131	△115
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,266	△28,558

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	※2 △2,900	△60
長期借入れによる収入	110,000	125,000
長期借入金の返済による支出	※2 △112,406	※2 △114,987
道路建設関係社債発行による収入	89,454	69,763
道路建設関係社債償還による支出	※2 △25,000	※2 △70,000
その他	△104	△396
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,043	9,319
現金及び現金同等物に係る換算差額	△58	42
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,641	7,294
現金及び現金同等物の期首残高	78,387	84,029
現金及び現金同等物の期末残高	※1 84,029	※1 91,323

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 18社</p> <p>連結子会社の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネクセリア東日本(株)</li> <li>(株)ネクスコ東日本リテイル</li> <li>(株)ネクスコ東日本エリアサポート</li> <li>(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道</li> <li>(株)ネクスコ・エンジニアリング東北</li> <li>(株)ネクスコ東日本エンジニアリング</li> <li>(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟</li> <li>(株)ネクスコ・トール東北</li> <li>(株)ネクスコ・トール関東</li> <li>(株)ネクスコ・トール北関東</li> <li>(株)ネクスコ・メンテナンス北海道</li> <li>(株)ネクスコ・メンテナンス東北</li> <li>(株)ネクスコ・メンテナンス関東</li> <li>(株)ネクスコ・メンテナンス新潟</li> <li>(株)ネクスコ東日本パトロール</li> <li>(株)E-NEXCOパトロール</li> <li>(株)ネクスコ・サポート北海道</li> <li>(株)ネクスコ東日本トラスティ</li> </ul> <p>連結子会社のうち、(株)ネクスコ東日本リテイル及び(株)ネクスコ東日本エリアサポートについては、当連結会計年度において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 18社</p> <p>連結子会社の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネクセリア東日本(株)</li> <li>(株)ネクスコ東日本リテイル</li> <li>(株)ネクスコ東日本エリアサポート</li> <li>(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道</li> <li>(株)ネクスコ・エンジニアリング東北</li> <li>(株)ネクスコ東日本エンジニアリング</li> <li>(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟</li> <li>(株)ネクスコ・トール東北</li> <li>(株)ネクスコ・トール関東</li> <li>(株)ネクスコ・トール北関東</li> <li>(株)ネクスコ・メンテナンス北海道</li> <li>(株)ネクスコ・メンテナンス東北</li> <li>(株)ネクスコ・メンテナンス関東</li> <li>(株)ネクスコ・メンテナンス新潟</li> <li>(株)ネクスコ東日本パトロール</li> <li>(株)E-NEXCOパトロール</li> <li>(株)ネクスコ・サポート北海道</li> <li>(株)ネクスコ東日本トラスティ</li> </ul> <p>当連結会計年度において、株式取得により東北道路サービス(株)及び北海道ハイウェイ・サービス(株)を連結の範囲に含めることといたしましたが、他の連結子会社とそれぞれ合併により消滅したため、連結子会社数から除外しております。</p>

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項 すべての関連会社に持分法を適用しております。 持分法適用の関連会社数 6社 会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 (株)NEXCO保険サービス ハイウェイ・トール・システム(株)</p> <p>なお、ハイウェイ・トール・システム(株)については、当連結会計年度において株式の取得により持株比率が増加したことから、持分法適用関連会社に含まれることとしております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 すべての関連会社に持分法を適用しております。 持分法適用の関連会社数 7社 会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 (株)NEXCO保険サービス ハイウェイ・トール・システム(株) 奥羽道路サービス(株)</p> <p>なお、奥羽道路サービス(株)については、東北道路サービス(株)の異動に伴い、株式を取得したため、持分法適用関連会社に含まれることとしております。</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>								
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②たな卸資産</p> <p>仕掛道路資産 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品等 最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">構築物</td> <td style="width: 40%;">10年～60年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	構築物	10年～60年	機械及び装置	5年～17年	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>②たな卸資産</p> <p>仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品等 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">構築物</td> <td style="width: 40%;">10年～60年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	構築物	10年～60年	機械及び装置	5年～17年
構築物	10年～60年								
機械及び装置	5年～17年								
構築物	10年～60年								
機械及び装置	5年～17年								

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>(追加情報)</p> <p>当社は、当連結会計年度より、平成19年 3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>当社及び一部の連結子会社は、法人税法の改正を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>①道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p> <p>②創立費及び開業費 5年間で均等償却しております。</p> <p>③開発費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p>	<p>②無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>①道路建設関係社債発行費 同左</p> <p>②創立費及び開業費 同左</p> <p>③ _____</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>④回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>⑤退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑥ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>⑦カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>⑧役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>④回数券払戻引当金 同左</p> <p>⑤退職給付引当金 同左</p> <p>⑥ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>⑦カードポイントサービス引当金 同左</p> <p>⑧役員退職慰労引当金 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(5) _____</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①収益及び費用の計上基準          当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>②消費税等の会計処理          消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(5)重要な収益及び費用の計上基準          完成工事高及び完成工事原価の計上基準          高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っております。          また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。          なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① _____</p> <p>②消費税等の会計処理          同左</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項          全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項          同左</p>
<p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項          のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものは、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。</p>	<p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項          同左</p>
<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲          手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲          同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)を適用しております。 これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(工事契約に関する会計基準) 「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。 この変更により、営業収益が895百万円増加し、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ39万円減少しております。</p> <p>(退職給付に係る会計基準) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準委員会 企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額に関わる適用初年度の費用処理額は14百万円であり、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は19百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>前連結会計年度において「原材料・貯蔵品等」として表示していたものは、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第50号 平成20年8月7日)が適用となること等に伴い、「その他のたな卸資産」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度における「原材料・貯蔵品等」に含まれる「商品」、「未成工事支出金」、「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ68百万円、223百万円、2,249百万円であります。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「契約解除違約金」は、当連結会計年度において、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度における「契約解除違約金」の金額は327百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、当連結会計年度において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度における「貸倒引当金繰入額」の金額は0百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」(当連結会計年度6百万円)は、当連結会計年度において、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益「その他」に含めて表示しております。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「契約解除違約金」(当連結会計年度195百万円)は、当連結会計年度において、営業外収益の100分の10以下となったため、営業外収益「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、当連結会計年度において、特別利益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度における「固定資産売却益」の金額は0百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において区分掲記しておりました特別利益の「消費税等免税益」(当連結会計年度57百万円)は、当連結会計年度において、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「減損損失」(当連結会計年度19百万円)は、当連結会計年度において、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「投資有価証券売却損」(当連結会計年度5百万円)は、当連結会計年度において、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失「その他」に含めて表示しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度まで営業活動によるキャッシュ・フローに表示しておりました「固定資産売却損」及び「固定資産売却益」は、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第36号 平成20年6月6日)が適用となること等に伴い、相殺して「固定資産売却損益(△は益)」として表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度における「固定資産売却益」、「固定資産売却損」はそれぞれ△1百万円、1百万円であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債290,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債50,000百万円の担保に供しております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債290,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債120,000百万円の担保に供しております。</p>																
<p>※2 その他のたな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">225百万円</td> </tr> <tr> <td>未成工事支出金</td> <td style="text-align: right;">304百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">2,061百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,591百万円</td> </tr> </table>	商品	225百万円	未成工事支出金	304百万円	原材料及び貯蔵品	2,061百万円	計	2,591百万円	<p>※2 その他のたな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">295百万円</td> </tr> <tr> <td>未成工事支出金</td> <td style="text-align: right;">1,192百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">2,423百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,910百万円</td> </tr> </table>	商品	295百万円	未成工事支出金	1,192百万円	原材料及び貯蔵品	2,423百万円	計	3,910百万円
商品	225百万円																
未成工事支出金	304百万円																
原材料及び貯蔵品	2,061百万円																
計	2,591百万円																
商品	295百万円																
未成工事支出金	1,192百万円																
原材料及び貯蔵品	2,423百万円																
計	3,910百万円																
<p>※3 有形固定資産の圧縮記帳額 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の規定により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は184百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">149百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">184百万円</td> </tr> </table>	建物	149百万円	土地	34百万円	計	184百万円											
建物	149百万円																
土地	34百万円																
計	184百万円																
<p>※4 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 15,157百万円 (うち、共同支配企業に対する投資の金額 1,214百万円)</p>	<p>※4 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 16,488百万円 (うち、共同支配企業に対する投資の金額 1,388百万円)</p>																
<p>5 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">7,167,727百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">23,330百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">567百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,191,625百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727百万円	中日本高速道路(株)	23,330百万円	西日本高速道路(株)	567百万円	計	7,191,625百万円	<p>5 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">5,872,579百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">17,776百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">422百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,890,777百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,872,579百万円	中日本高速道路(株)	17,776百万円	西日本高速道路(株)	422百万円	計	5,890,777百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727百万円																
中日本高速道路(株)	23,330百万円																
西日本高速道路(株)	567百万円																
計	7,191,625百万円																
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,872,579百万円																
中日本高速道路(株)	17,776百万円																
西日本高速道路(株)	422百万円																
計	5,890,777百万円																

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 26,274百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 210,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が25,000百万円、道路建設関係長期借入金が102,700百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 22,522百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 350,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が70,000百万円、道路建設関係長期借入金が105,000百万円それぞれ減少しております。</p>

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																				
※1	研究開発費の総額は、558百万円であります。	※1	研究開発費の総額は、556百万円であります。																			
※2	販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 10,776百万円 賞与引当金繰入額 816百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 7,235百万円 その他の引当金繰入額 54百万円 利用促進費 26,813百万円	※2	販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 11,503百万円 賞与引当金繰入額 688百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 7,120百万円 その他の引当金繰入額 55百万円 利用促進費 22,828百万円																			
※4	固定資産除却損 建物他 100百万円	※3	固定資産等修正益 構築物他 645百万円																			
※5	減損損失 当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。 ガソリンスタンド(建物5百万円、構築物10百万円、機械及び装置0百万円)、料金徴収施設(構築物29百万円)及び社宅(建物4百万円)については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(50百万円)として計上しております。	※4	固定資産除却損 建物他 495百万円																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県鹿角市 (東北自動車道花輪サービスエリア(下り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>北海道虻田郡洞爺湖町(道央自動車道虻田洞爺湖インターチェンジ)</td> <td>料金徴収施設</td> <td>構築物</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>栃木県那須塩原市</td> <td>社宅</td> <td>建物</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	秋田県鹿角市 (東北自動車道花輪サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	16	北海道虻田郡洞爺湖町(道央自動車道虻田洞爺湖インターチェンジ)	料金徴収施設	構築物	29	栃木県那須塩原市	社宅	建物	4	合計			50	
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																			
秋田県鹿角市 (東北自動車道花輪サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	16																			
北海道虻田郡洞爺湖町(道央自動車道虻田洞爺湖インターチェンジ)	料金徴収施設	構築物	29																			
栃木県那須塩原市	社宅	建物	4																			
合計			50																			

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																														
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">13,931百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△4百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来する コマーシャル・ペーパー(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">70,169百万円</td> </tr> <tr> <td>当座借越(短期借入金)</td> <td style="text-align: right;">△67百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">84,029百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△25,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△25,000百万円であり、また、短期借入金の純増減額(△は減少)△2,900百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△8,523百万円が、長期借入金の返済による支出△112,406百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△102,700百万円が含まれております。</p> <p>以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△44,126百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額131,554百万円が含まれております。</p> <p>※3 営業譲受等</p> <p>当社の連結子会社である(株)ネクスコ東日本リテイ、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ東日本トラスティが、営業及び資産を譲受けたこと等により増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">101百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">739百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">841百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">95百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">613百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">709百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	13,931百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△4百万円	MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来する コマーシャル・ペーパー(有価証券)	70,169百万円	当座借越(短期借入金)	△67百万円	現金及び現金同等物	84,029百万円	流動資産	101百万円	固定資産	739百万円	資産合計	841百万円	流動負債	95百万円	固定負債	613百万円	負債合計	709百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">16,251百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△1,307百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">76,379百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">91,323百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△70,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△70,000百万円であり、また、長期借入金の返済による支出△114,987百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△105,000百万円が含まれております。</p> <p>以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△15,569百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額171,193百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	16,251百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△1,307百万円	MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金(有価証券)	76,379百万円	現金及び現金同等物	91,323百万円
現金及び預金勘定	13,931百万円																														
預入期間が3か月を超える定期預金	△4百万円																														
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来する コマーシャル・ペーパー(有価証券)	70,169百万円																														
当座借越(短期借入金)	△67百万円																														
現金及び現金同等物	84,029百万円																														
流動資産	101百万円																														
固定資産	739百万円																														
資産合計	841百万円																														
流動負債	95百万円																														
固定負債	613百万円																														
負債合計	709百万円																														
現金及び預金勘定	16,251百万円																														
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,307百万円																														
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金(有価証券)	76,379百万円																														
現金及び現金同等物	91,323百万円																														

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																										
—————	<p>※4 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内容</p> <p>株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価格と取得による収入及び支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>(1) 東北道路サービス(株) (平成21年4月1日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">677百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">253百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">△112百万円</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td style="text-align: right;">△22百万円</td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td style="text-align: right;">△689百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>株式の取得原価</td><td style="text-align: right;">108百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">△255百万円</td></tr> <tr><td>差引：取得による収入</td><td style="text-align: right;">146百万円</td></tr> </table> <p>(2) 北海道ハイウェイ・サービス(株) (平成21年4月1日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">77百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">593百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">△73百万円</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td style="text-align: right;">△42百万円</td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td style="text-align: right;">△485百万円</td></tr> <tr><td>既所有分</td><td style="text-align: right;">△12百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>株式の取得原価</td><td style="text-align: right;">57百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">△53百万円</td></tr> <tr><td>差引：取得による支出</td><td style="text-align: right;">△3百万円</td></tr> </table>	流動資産	677百万円	固定資産	253百万円	流動負債	△112百万円	固定負債	△22百万円	負ののれん	△689百万円	未実現利益	1百万円	<hr/>		株式の取得原価	108百万円	現金及び現金同等物	△255百万円	差引：取得による収入	146百万円	流動資産	77百万円	固定資産	593百万円	流動負債	△73百万円	固定負債	△42百万円	負ののれん	△485百万円	既所有分	△12百万円	未実現利益	0百万円	<hr/>		株式の取得原価	57百万円	現金及び現金同等物	△53百万円	差引：取得による支出	△3百万円
流動資産	677百万円																																										
固定資産	253百万円																																										
流動負債	△112百万円																																										
固定負債	△22百万円																																										
負ののれん	△689百万円																																										
未実現利益	1百万円																																										
<hr/>																																											
株式の取得原価	108百万円																																										
現金及び現金同等物	△255百万円																																										
差引：取得による収入	146百万円																																										
流動資産	77百万円																																										
固定資産	593百万円																																										
流動負債	△73百万円																																										
固定負債	△42百万円																																										
負ののれん	△485百万円																																										
既所有分	△12百万円																																										
未実現利益	0百万円																																										
<hr/>																																											
株式の取得原価	57百万円																																										
現金及び現金同等物	△53百万円																																										
差引：取得による支出	△3百万円																																										

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																										
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具 及び備品</td> <td>1,585</td> <td>739</td> <td>19</td> <td>825</td> </tr> <tr> <td>車 両 運 搬 具</td> <td>245</td> <td>141</td> <td>—</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>ソフ ト ウ ェ ア</td> <td>17</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,848</td> <td>884</td> <td>19</td> <td>943</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>432百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>946百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 2百万円</p> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>482百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>476百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	工具、器具 及び備品	1,585	739	19	825	車 両 運 搬 具	245	141	—	104	ソフ ト ウ ェ ア	17	3	—	13	合計	1,848	884	19	943	1年内	432百万円	1年超	514百万円	合計	946百万円	支払リース料	482百万円	リース資産減損勘定の取崩額	5百万円	減価償却費相当額	476百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具 及び備品</td> <td>1,067</td> <td>677</td> <td>0</td> <td>388</td> </tr> <tr> <td>車 両 運 搬 具</td> <td>202</td> <td>130</td> <td>—</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>ソフ ト ウ ェ ア</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,286</td> <td>815</td> <td>0</td> <td>470</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>279百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>191百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>470百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 0百万円</p> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>380百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>377百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	工具、器具 及び備品	1,067	677	0	388	車 両 運 搬 具	202	130	—	71	ソフ ト ウ ェ ア	17	7	—	9	合計	1,286	815	0	470	1年内	279百万円	1年超	191百万円	合計	470百万円	支払リース料	380百万円	リース資産減損勘定の取崩額	2百万円	減価償却費相当額	377百万円
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																																							
工具、器具 及び備品	1,585	739	19	825																																																																							
車 両 運 搬 具	245	141	—	104																																																																							
ソフ ト ウ ェ ア	17	3	—	13																																																																							
合計	1,848	884	19	943																																																																							
1年内	432百万円																																																																										
1年超	514百万円																																																																										
合計	946百万円																																																																										
支払リース料	482百万円																																																																										
リース資産減損勘定の取崩額	5百万円																																																																										
減価償却費相当額	476百万円																																																																										
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																																							
工具、器具 及び備品	1,067	677	0	388																																																																							
車 両 運 搬 具	202	130	—	71																																																																							
ソフ ト ウ ェ ア	17	7	—	9																																																																							
合計	1,286	815	0	470																																																																							
1年内	279百万円																																																																										
1年超	191百万円																																																																										
合計	470百万円																																																																										
支払リース料	380百万円																																																																										
リース資産減損勘定の取崩額	2百万円																																																																										
減価償却費相当額	377百万円																																																																										
<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>427,978百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>24,424,555百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,852,533百万円</td> </tr> </table>	1年内	427,978百万円	1年超	24,424,555百万円	合計	24,852,533百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>420,562百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>24,019,240百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,439,803百万円</td> </tr> </table>	1年内	420,562百万円	1年超	24,019,240百万円	合計	24,439,803百万円																																																														
1年内	427,978百万円																																																																										
1年超	24,424,555百万円																																																																										
合計	24,852,533百万円																																																																										
1年内	420,562百万円																																																																										
1年超	24,019,240百万円																																																																										
合計	24,439,803百万円																																																																										

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">725百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,107百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,833百万円</td> </tr> </table>	1年内	725百万円	1年超	1,107百万円	合計	1,833百万円	<p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,087百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,095百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,182百万円</td> </tr> </table>	1年内	1,087百万円	1年超	1,095百万円	合計	2,182百万円
1年内	725百万円												
1年超	1,107百万円												
合計	1,833百万円												
1年内	1,087百万円												
1年超	1,095百万円												
合計	2,182百万円												

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。)に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関借入により調達しております。

一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金のうち、短期借入金は運転資金を目的とした資金調達であり、長期借入金及び社債は高速道路資産の建設等を目的とした資金調達であります。変動金利により調達した借入金は、金利変動リスクがあるが、長期借入金の満期までの期間が3年程度と比較的短期であり金利変動リスクは限定的であるため、デリバティブは利用しておりません。

また、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	16,251	16,251	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	57,207 △16		
	57,190	57,190	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	76,250	76,250	0
②その他有価証券	1,024	1,024	—
資産計	150,716	150,717	0
(4) 高速道路事業営業未払金	54,325	54,325	—
(5) 未払金	21,444	21,444	—
(6) 道路建設関係社債	289,218	301,474	12,255
(7) 道路建設関係長期借入金	125,000	125,000	—
(8) 長期借入金	27,776	28,278	501
負債計	517,764	530,521	12,757

(\*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 高速道路事業営業未払金並びに(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

(7) 道路建設関係長期借入金並びに(8)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	16,820

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,886	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	57,207	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	250	—	—	—
満期保有目的の債券(その他)	76,000	—	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	146	—	150
合計	148,343	146	—	150

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	30,000	—	—	260,000
長期借入金	8,561	6,811	130,042	5,045	2,264	51
合計	8,561	6,811	160,042	5,045	2,264	260,051

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成21年3月31日)		
		連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	650	652	2
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	650	652	2
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	19,990	19,989	△0
	小計	19,990	19,989	△0
合計		20,640	20,642	1

2 その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成21年3月31日)		
		取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	28	36	7
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	33	36	3
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	61	72	10
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	6	5	△0
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	270	202	△67
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	276	208	△68
合計		338	280	△57

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額 (百万円)	68
売却益の合計額 (百万円)	6
売却損の合計額 (百万円)	19

#### 4 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	50,000
その他有価証券	
非上場株式	212
その他	198
関連会社株式	15,157

#### 5 その他有価証券のうち満期のあるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	前連結会計年度(平成21年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1 債券				
(1) 国債・地方債等	400	250	—	—
(2) 社債	153	48	98	—
(3) その他	20,000	—	—	—
2 その他	50,000	—	—	—
合計	70,553	298	98	—

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

#### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	当連結会計年度(平成22年3月31日)		
		連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	250	250	0
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	250	250	0
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	76,000	76,000	—
	小計	76,000	76,000	—
合計		76,250	76,250	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	種類	当連結会計年度(平成22年3月31日)		
		連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	50	40	9
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	42	33	9
	③その他	—	—	—
	(3) その他	502	454	47
	小計	595	528	66
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	11	11	△0
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	97	117	△20
	③その他	149	149	—
	(3) その他	170	178	△7
	小計	428	457	△28
	合計	1,024	985	38

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	41	11	5
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	41	11	5

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社において、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成20年3月31日現在)

年金資産の額	370,362百万円
年金財政計算上の給付債務の額	411,871百万円
差引額	<u>△41,509百万円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合(平成20年3月31日現在)

2.31%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、資産評価調整加算額△13,760百万円、未償却過去勤務債務残高△22,169百万円、剰余金・不足金等△5,580百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は平成28年3月まで及び20年以内の元利均等償却であります。当社グループは、当期の連結財務諸表上、特別掛金291百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社において、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成21年3月31日現在)

年金資産の額	328,384百万円
年金財政計算上の給付債務の額	411,778百万円
差引額	<u>△83,393百万円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合(平成21年3月31日現在)

3.68%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、資産評価調整加算額△17,738百万円、未償却過去勤務債務残高△20,603百万円、繰越不足金△45,051百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は平成28年3月まで及び20年以内の元利均等償却であります。当社グループは、当期の連結財務諸表上、特別掛金512百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成22年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△102,752	△106,477
ロ. 年金資産	27,848	32,830
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△74,903	△73,647
ニ. 未認識数理計算上の差異	12,995	8,094
ホ. 未認識過去勤務債務(債務の減額)	△369	△312
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△62,277	△65,865
ト. 前払年金費用	39	—
チ. 退職給付引当金(ヘ+ト)	△62,316	△65,865

(注)一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

### 3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用(注)	3,958	4,110
ロ. 利息費用	1,953	2,018
ハ. 期待運用収益	△1,001	△121
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	464	1,191
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	△68	△64
ヘ. 臨時に支払った割増退職金	—	36
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	5,307	7,171

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、イ. 勤務費用に計上しております。

### 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
イ. 割引率	1.5~2.5%	1.3~2.5%
ロ. 期待運用収益率	1.0~8.0%	0.0~4.5%
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準	主として期間定額基準
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	1~15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による、主として定率法により按分した額を費用処理しております。)	1~15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による、主として定率法により按分した額を費用処理しております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	1~15年 (発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による、主として定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	1~15年 (発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による、主として定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金 100百万円</p> <p>賞与引当金 1,508百万円</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 115百万円</p> <p>退職給付引当金 24,915百万円</p> <p>ETCマイレージサービス引当金 2,926百万円</p> <p>その他 2,824百万円</p> <p>繰延税金資産小計 32,391百万円</p> <p>評価性引当額 △29,003百万円</p> <p>繰延税金資産合計 3,388百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>未収出向者退職給付負担金 1百万円</p> <p>繰延税金負債合計 1百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 3,387百万円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金 82百万円</p> <p>賞与引当金 1,518百万円</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 88百万円</p> <p>退職給付引当金 26,474百万円</p> <p>ETCマイレージサービス引当金 2,880百万円</p> <p>その他 5,142百万円</p> <p>繰延税金資産小計 36,186百万円</p> <p>評価性引当額 △31,753百万円</p> <p>繰延税金資産合計 4,432百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>未収出向者退職給付負担金 1百万円</p> <p>その他 4百万円</p> <p>繰延税金負債合計 6百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 4,426百万円</p>
<p>(注)当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <p>流動資産－繰延税金資産 1,438百万円</p> <p>固定資産－繰延税金資産 1,949百万円</p> <p>流動負債－繰延税金負債 —</p> <p>固定負債－繰延税金負債 —</p>	<p>(注)当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <p>流動資産－繰延税金資産 2,005百万円</p> <p>固定資産－繰延税金資産 2,420百万円</p> <p>流動負債－繰延税金負債 —</p> <p>固定負債－繰延税金負債 —</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.5%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額 8.2%</p> <p>持分法による投資利益 △3.7%</p> <p>その他 △0.7%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.4%</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.5%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額 14.6%</p> <p>持分法による投資利益 △4.1%</p> <p>繰越欠損金 △8.5%</p> <p>その他 1.6%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.0%</p>

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社及び一部の子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものであります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	前連結会計年度末 残高	当連結会計年度増 減額	当連結会計年度末 残高	
賃貸等不動産	1,499	△5	1,494	1,494
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	79,668	1,487	81,156	81,156

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は三芳PA(上り)、羽生PA(下り)への投資(2,184百万円)であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成22年3月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他(除却損) (百万円)
賃貸等不動産	126	42	84	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	18,204	13,008	5,196	355

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	807,063	37,850	26,312	1,867	873,094	—	873,094
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,004	—	9	—	4,014	(4,014)	—
計	811,068	37,850	26,322	1,867	877,108	(4,014)	873,094
営業費用	806,665	37,245	20,877	1,963	866,753	(4,012)	862,741
営業利益(又は営業損失△)	4,402	604	5,444	△96	10,355	(2)	10,353
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出							
資産	575,037	16,979	101,904	2,657	696,578	97,515	794,093
減価償却費	13,251	10	1,933	92	15,287	1,491	16,779
減損損失	29	—	16	—	46	4	50
資本的支出	20,276	—	3,035	222	23,533	1,977	25,511

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は112,493百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金(現金及び預金並びに有価証券)及び管理部門に係る資産等であり、ます。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	746,942	24,048	35,835	1,642	808,469	—	808,469
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,804	—	25	1	4,831	(4,831)	—
計	751,746	24,048	35,861	1,644	813,300	(4,831)	808,469
営業費用	748,157	23,889	30,095	1,795	803,937	(4,935)	799,002
営業利益(又は営業損失△)	3,589	159	5,765	△151	9,362	103	9,466
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出							
資産	558,725	11,701	107,496	2,627	680,549	107,696	788,246
減価償却費	14,942	0	1,893	101	16,938	1,721	18,659
資本的支出	15,949	—	4,547	190	20,687	3,942	24,630

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は122,277百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金(現金及び預金並びに有価証券)及び管理部門に係る資産等であり  
ます。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	—	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	役員の兼任 転籍 道路の新設 等の受託等	受託業務前受金の受入 (注1、注2)	33,302	受託業務前受金	13,533
							原油高騰対策等による 高速道路料金引下げに伴う減収補てん(注3)	9,603	高速道路事業営業未収入金	8,205

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 一般の取引条件と同様に決定しております。  
3. 協議の上、協定を締結しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の  
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	東京都 港区	4,728,074	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付、借 入金の返 済等	なし	道路資産の 借受	道路資産賃 借料の支払	497,589	高速道路事 業営業未収 入金	32,904
									高速道路事 業営業未払 金	44,246
						道路資産及 び債務の引 渡等	道路資産完 成高	131,554	高速道路事 業営業未収 入金	2,983
							債務の引渡 及び債務保 証(注1)	127,700	—	—
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注2)	7,167,727	—	—
							債務保証 (注3)	206,674	—	—
	当社借入に 対する債務 被保証(注 4)	37,321	—	—						
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	中日本高速道 路(株)	愛知県 名古屋 市中区	65,000	高速道路 の新設、 改築、維 持、修繕 その他の 管理等	なし	借入金の連 帯債務	債務保証 (注2)	23,330	—	—
							当社借入に 対する債務 被保証(注 4)	37,321	—	—
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	西日本高速道 路(株)	大阪府 大阪市 北区	47,500	高速道路 の新設、 改築、維 持、修繕 その他の 管理等	なし	借入金の連 帯債務	当社借入に 対する債務 被保証(注 4)	37,321	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、26,274百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と、180,400百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社である東京湾横断道路㈱を含む、すべての持分法適用関連会社(6社)の要約財務情報は以下の通りであります。

流動資産合計	503,026百万円
固定資産合計	8,048百万円
流動負債合計	25,104百万円
固定負債合計	384,581百万円
純資産合計	101,389百万円
売上高	25,753百万円
税引前当期純利益	990百万円
当期純利益	526百万円

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

### 1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	—	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	役員の兼任 転籍 道路の新設 等の受託等	受託業務前 受金の受入 (注1、注 2)	23,453	受託業務前 受金	9,711

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の  
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	東京都 港区	4,855,290	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付、債 務の返済 等	なし	道路資産の 借受	道路資産賃 借料の支払	400,401	高速道路事 業営業未収 入金	3,555
									高速道路事 業営業未払 金	37,449
						道路資産及 び債務の引 渡等	道路資産完 成高	171,193	高速道路事 業営業未収 入金	7,258
							債務の引渡 及び債務保 証(注1)	175,000	—	—
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注2)	5,872,579	—	—
							債務保証 (注3)	295,622	—	—
	当社借入に 対する債務 被保証(注 4)	27,637	—	—						
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	中日本高速道 路(株)	愛知県 名古屋 市中区	65,000	高速道路 の新設、 改築、維 繕その他 の管理等	なし	借入金の連 帯債務	債務保証 (注2)	17,776	—	—
							当社借入に 対する債務 被保証(注 4)	27,637	—	—
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	西日本高速道 路(株)	大阪府 大阪市 北区	47,500	高速道路 の新設、 改築、維 繕その他 の管理等	なし	借入金の連 帯債務	当社借入に 対する債務 被保証(注 4)	27,637	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、22,522百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と、273,100百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等  
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引  
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社である東京湾横断道路㈱を含む、すべての持分法適用関連会社(7社)の要約財務情報は以下の通りであります。

流動資産合計	504,348百万円
固定資産合計	9,155百万円
流動負債合計	26,729百万円
固定負債合計	383,210百万円
純資産合計	103,563百万円
売上高	29,286百万円
税引前当期純利益	999百万円
当期純利益	532百万円

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,374.86円	1株当たり純資産額	1,444.38円
1株当たり当期純利益金額	73.09円	1株当たり当期純利益金額	69.00円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(百万円)	7,674	7,245
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	7,674	7,245
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	144,360	151,659
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	144,360	151,659
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数(千株)	105,000	105,000

## ⑤ 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東日本高速道路(株)	政府保証第1回 東日本高速道路債券	平成17年 11月25日	39,964	39,970	1.60	有	平成27年 11月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第2回 東日本高速道路債券	平成17年 12月21日	19,988	19,990	1.50	有	平成27年 12月21日
東日本高速道路(株)	政府保証第3回 東日本高速道路債券	平成18年 5月23日	30,000	30,000	2.00	有	平成28年 5月23日
東日本高速道路(株)	政府保証第4回 東日本高速道路債券	平成18年 6月27日	19,885	19,901	1.90	有	平成28年 6月27日
東日本高速道路(株)	政府保証第5回 東日本高速道路債券	平成18年 8月25日	19,941	19,949	2.00	有	平成28年 8月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第6回 東日本高速道路債券	平成18年 11月24日	9,954	9,960	1.80	有	平成28年 11月24日
東日本高速道路(株)	政府保証第7回 東日本高速道路債券	平成19年 8月24日	9,987	9,989	1.90	有	平成29年 8月24日
東日本高速道路(株)	政府保証第8回 東日本高速道路債券	平成19年 9月21日	9,936	9,944	1.70	有	平成29年 9月21日
東日本高速道路(株)	政府保証第9回 東日本高速道路債券	平成19年 10月25日	9,983	9,985	1.80	有	平成29年 10月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第10回 東日本高速道路債券	平成19年 12月21日	9,948	9,954	1.50	有	平成29年 12月21日
東日本高速道路(株)	政府保証第11回 東日本高速道路債券	平成20年 2月27日	10,000	10,000	1.60	有	平成30年 2月27日
東日本高速道路(株)	政府保証第12回 東日本高速道路債券	平成20年 3月26日	9,928	9,936	1.40	有	平成30年 3月26日
東日本高速道路(株)	政府保証第13回 東日本高速道路債券	平成20年 10月21日	9,985	9,987	1.60	有	平成30年 10月19日
東日本高速道路(株)	政府保証第14回 東日本高速道路債券	平成20年 12月24日	9,937	9,943	1.40	有	平成30年 12月21日
東日本高速道路(株)	政府保証第15回 東日本高速道路債券	平成21年 2月25日	19,842	19,858	1.30	有	平成31年 2月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第16回 東日本高速道路債券	平成21年 3月26日	9,930	9,937	1.30	有	平成31年 3月26日
東日本高速道路(株)	政府保証第17回 東日本高速道路債券	平成21年 11月26日	—	9,918	1.50	有	平成31年 11月26日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株 式会社第3回社債	平成20年 9月18日	20,000	—	1.10	有	平成23年 9月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株 式会社第4回社債	平成21年 2月13日	19,996	—	0.96	有	平成23年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株 式会社第6回社債	平成21年 10月8日	—	29,992	0.42	有	平成24年 9月20日
合計	—	—	289,209	289,218	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は70,000百万円であり  
ます。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	30,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	67	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	9,987	8,561	1.73	—
1年以内に返済予定のリース債務	295	453	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	132,776	144,215	1.01	平成23年5月～ 平成45年2月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	776	1,006	—	平成23年4月～ 平成28年3月
その他有利子負債 建設協力預り金(1年以内返済予定)	125	97	0.43	—
その他有利子負債 建設協力預り金(1年超返済予定)	105	8	0.40	平成23年4月～ 平成24年9月
合計	144,134	154,343	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務は、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率を記載しておりません。
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、125,000百万円は道路建設関係長期借入金であります。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は105,000百万円であります。
5. 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6,811	130,042	5,045	2,264
リース債務	410	325	155	97
その他有利子負債 建設協力預り金	6	1	—	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	12,030	13,638
高速道路事業営業未収入金	89,517	57,210
未収入金	7,496	2,643
有価証券	69,990	76,000
仕掛道路資産	346,903	361,349
商品	—	2
原材料	653	925
貯蔵品	936	874
受託業務前払金	11,319	10,722
前払金	703	468
前払費用	310	365
繰延税金資産	520	1,170
その他の流動資産	7,211	6,580
貸倒引当金	△23	△16
流動資産合計	547,571	531,936
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,611	1,780
減価償却累計額	△265	△349
建物（純額）	1,345	1,430
構築物	32,488	35,109
減価償却累計額	△2,891	△3,778
構築物（純額）	29,597	31,330
機械及び装置	82,609	89,990
減価償却累計額	△25,728	△34,847
機械及び装置（純額）	56,881	55,143
車両運搬具	12,684	14,538
減価償却累計額	△8,458	△10,130
車両運搬具（純額）	4,225	4,408
工具、器具及び備品	5,383	5,802
減価償却累計額	△3,194	△3,598
工具、器具及び備品（純額）	2,189	2,204
土地	0	0
リース資産	6	11
減価償却累計額	△1	△2
リース資産（純額）	5	8
建設仮勘定	2,104	1,903
有形固定資産合計	96,349	96,429
無形固定資産	3,455	3,850
高速道路事業固定資産合計	99,804	100,279

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	17,148	20,010
減価償却累計額	△3,071	△3,963
建物（純額）	14,077	16,047
構築物	5,052	5,166
減価償却累計額	△1,751	△2,132
構築物（純額）	3,300	3,034
機械及び装置	1,121	1,152
減価償却累計額	△552	△610
機械及び装置（純額）	569	541
工具、器具及び備品	119	139
減価償却累計額	△47	△69
工具、器具及び備品（純額）	72	69
土地	72,995	72,997
建設仮勘定	633	470
有形固定資産合計	91,648	93,160
無形固定資産	74	56
関連事業固定資産合計	91,722	93,217
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	8,381	8,507
減価償却累計額	△1,902	△2,143
建物（純額）	6,478	6,364
構築物	731	660
減価償却累計額	△328	△346
構築物（純額）	402	314
機械及び装置	108	149
減価償却累計額	△32	△56
機械及び装置（純額）	75	92
車両運搬具	16	3
減価償却累計額	△15	△3
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	878	894
減価償却累計額	△423	△460
工具、器具及び備品（純額）	454	434
土地	12,619	12,362
リース資産	620	790
減価償却累計額	△64	△255
リース資産（純額）	555	534
建設仮勘定	98	491
有形固定資産合計	20,684	20,594
無形固定資産	2,952	4,635

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
各事業共用固定資産合計	※2 23,636	25,230
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	117	117
有形固定資産合計	117	117
その他の固定資産合計	117	117
投資その他の資産		
関係会社株式	13,878	13,882
投資有価証券	—	35
長期貸付金	543	216
長期前払費用	1,936	1,675
その他の投資等	1,931	1,811
貸倒引当金	△456	△407
投資その他の資産合計	17,833	17,213
固定資産合計	233,115	236,058
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	548	494
繰延資産合計	548	494
資産合計	※1 781,236	※1 768,489
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	※3 89,336	※3 67,653
短期借入金	67	—
1年以内返済予定長期借入金	9,987	8,561
リース債務	164	208
未払金	※3 16,388	※3 12,885
未払費用	1,725	1,653
未払法人税等	3,138	2,646
預り連絡料金	938	1,032
預り金	※3 13,294	※3 15,433
受託業務前受金	17,724	14,125
前受金	3,780	2,810
前受収益	2	6
賞与引当金	1,632	1,535
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	285	217
回数券払戻引当金	46	38
その他の流動負債	19	365
流動負債合計	158,532	129,175
固定負債		
道路建設関係社債	※1 289,209	※1 289,218
道路建設関係長期借入金	105,000	125,000
その他の長期借入金	27,776	19,215
リース債務	425	362

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
受入保証金	3,411	3,438
退職給付引当金	56,811	59,578
ETCマイレージサービス引当金	7,235	7,120
カードポイントサービス引当金	245	443
役員退職慰労引当金	28	39
その他の固定負債	584	622
固定負債合計	490,728	505,038
負債合計	649,260	634,214
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	13,969	14,780
繰越利益剰余金	6,712	8,201
利益剰余金合計	20,682	22,981
株主資本合計	131,975	134,275
純資産合計	131,975	134,275
負債・純資産合計	781,236	768,489

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	663,963	571,150
道路資産完成高	131,554	171,193
その他の売上高	10,017	2,390
営業収益合計	805,536	744,735
営業費用		
道路資産賃借料	497,589	400,401
道路資産完成原価	131,554	171,193
管理費用	174,970	172,376
営業費用合計	※1 804,113	※1 743,971
高速道路事業営業利益	1,422	763
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	37,850	24,048
休憩所等事業収入	10,030	10,909
その他の事業収入	1,867	1,644
営業収益合計	49,748	36,601
営業費用		
受託業務事業費	37,245	23,889
休憩所等事業費	6,962	7,562
その他の事業費用	1,963	1,795
営業費用合計	※1 46,172	※1 33,247
関連事業営業利益	3,576	3,354
全事業営業利益	4,998	4,117
営業外収益		
受取利息	61	22
有価証券利息	330	179
土地物件貸付料	442	398
契約解除違約金	664	181
固定資産受贈益	—	343
雑収入	564	479
営業外収益合計	2,063	1,603
営業外費用		
支払利息	810	644
貸倒引当金繰入額	147	—
雑損失	97	82
営業外費用合計	1,054	727
経常利益	6,007	4,994

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	—	※2 377
固定資産等修正益	—	※3 645
特別利益合計	—	1,022
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	※4 45	※4 394
減損損失	※5 50	19
特別損失合計	96	414
税引前当期純利益	5,911	5,602
法人税、住民税及び事業税	3,250	3,952
法人税等調整額	—	△650
法人税等合計	3,250	3,302
当期純利益	2,661	2,299

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			497,589		400,401
2 道路資産完成原価			131,554		171,193
3 管理費用					
(1) 維持修繕費		71,459		72,895	
(2) 管理業務費		55,265		56,144	
(3) 一般管理費		48,244		43,336	
計			174,970		172,376
高速道路事業営業費用合計			804,113		743,971
II 関連事業営業費用					
1 受託業務事業費					
(1) 受託事業費		37,245		23,790	
(2) 一般管理費		—		98	
計			37,245		23,889
2 休憩所等事業費					
(1) 休憩所等事業管理費		6,519		6,920	
(2) 一般管理費		443		641	
計			6,962		7,562
3 その他の事業費用					
(1) その他の事業費		1,179		1,215	
(2) 一般管理費		784		580	
計			1,963		1,795
関連事業営業費用合計			46,172		33,247
全事業営業費用合計			850,286		777,219

## (2) 科目明細書

## ① 高速道路事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		
		金額(百万円)			金額(百万円)		
I 営業費用							
1 道路資産賃借料				497,589			400,401
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		1,439			1,387		
労務費		185			258		
外注費		161			202		
経費		808			1,173		
金利等		111			194		
一般管理費人件費		153			299		
一般管理費経費		227	3,086		336	3,852	
建設費							
材料費		897			314		
労務費		2,110			2,987		
外注費		116,298			149,605		
経費		1,947			3,152		
金利等		2,046			3,379		
一般管理費人件費		2,094			3,701		
一般管理費経費		1,854	127,250		2,994	166,134	
除却工事費用その他							
労務費		34			24		
外注費		1,104			1,118		
経費		5			7		
金利等		7			6		
一般管理費人件費		43			31		
一般管理費経費		22	1,217	131,554	17	1,205	171,193

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
3 管理費用					
維持修繕費					
人件費		3,915		3,664	
経費		67,544	71,459	69,231	72,895
管理業務費					
人件費		1,934		1,930	
経費		53,331	55,265	54,213	56,144
一般管理費					
人件費		9,144		9,077	
経費		39,100	48,244	34,259	43,336
II 営業外費用					
支払利息			262		124
雑損失			227	489	80
III 特別損失					
固定資産除却損			9		—
減損損失			30	39	—
高速道路事業営業費用等合計				804,643	744,176
IV 法人税、住民税及び事業税			1,335		1,466
V 法人税等調整額			—	1,335	△241
高速道路事業総費用合計				805,979	745,401

- (注) 1. 財務諸表等規則第78条第2項第6号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。
2. 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	10	0.0	9	0.0
II 労務費		717	2.2	523	2.3
III 経費		31,257	95.8	22,060	95.1
IV 一般管理費		650	2.0	599	2.6
当期総製造費用		32,636	100.0	23,193	100.0
期首受託業務前払金		15,928		11,319	
合計		48,565		34,513	
期末受託業務前払金		11,319		10,722	
受託事業費		37,245		23,790	

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
外注費	24,550	外注費	18,168
用地費	3,289	用地費	1,449

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	10	0.2	14	0.2
II 労務費		161	2.5	171	2.5
III 経費		6,347	97.3	6,734	97.3
休憩所等事業管理費		6,519	100.0	6,920	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
業務委託費	2,403	業務委託費	2,703
減価償却費	1,637	減価償却費	1,497

④ その他の事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	301	25.5	289	23.8
II 経費		878	74.5	925	76.2
その他の事業費		1,179	100.0	1,215	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
租税公課	160	カードポイント サービス引当金繰入額	198
カードポイント サービス引当金繰入額	160	租税公課	174

⑤ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は49,472百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

給与手当	6,635百万円
賞与引当金繰入額	472百万円
退職給付費用	1,337百万円
減価償却費	631百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	7,235百万円
利用促進費	26,393百万円

⑤ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は44,657百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

給与手当	6,336百万円
賞与引当金繰入額	381百万円
退職給付費用	1,718百万円
減価償却費	737百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	7,120百万円
利用促進費	21,800百万円

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	52,500	52,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	52,500	52,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	52,500	52,500
その他資本剰余金		
前期末残高	6,293	6,293
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,293	6,293
資本剰余金合計		
前期末残高	58,793	58,793
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	11,854	13,969
当期変動額		
別途積立金の積立	2,115	811
当期変動額合計	2,115	811
当期末残高	13,969	14,780
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,166	6,712
当期変動額		
別途積立金の積立	△2,115	△811
当期純利益	2,661	2,299
当期変動額合計	546	1,488
当期末残高	6,712	8,201
利益剰余金合計		
前期末残高	18,020	20,682

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
当期変動額		
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	2,661	2,299
当期変動額合計	2,661	2,299
当期末残高	20,682	22,981
株主資本合計		
前期末残高	129,314	131,975
当期変動額		
当期純利益	2,661	2,299
当期変動額合計	2,661	2,299
当期末残高	131,975	134,275
純資産合計		
前期末残高	129,314	131,975
当期変動額		
当期純利益	2,661	2,299
当期変動額合計	2,661	2,299
当期末残高	131,975	134,275

【重要な会計方針】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(3) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入してしております。</p> <p>(2) 原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(2) 商品・原材料・貯蔵品 同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年 なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年 なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>(追加情報)</p> <p>①残存簿価の5年均等償却</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号))に伴い、当事業年度より、平成19年 3月31日以前に取得したものについては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得した価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年 4月30日 省令第32号)を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当事業年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>同左</p>
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 道路建設関係社債発行費</p> <p>社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 道路建設関係社債発行費</p> <p>同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 同左</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 同左</p>
<p>6 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p>	<p>6 収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っております。 また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

【財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(工事契約に関する会計基準) 「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。 この変更により、関連事業営業収益が895百万円増加し、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ39百万円減少しております。</p> <p>(退職給付に係る会計基準) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準委員会 企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 この変更による経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「固定資産受贈益」(当事業年度55百万円)は、当事業年度において、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益「雑収入」に含めて表示しております。</p> <p>前事業年度において営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、当事業年度において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度における「貸倒引当金繰入額」の金額は0百万円であります。</p>	<p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度において営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「固定資産受贈益」は、当事業年度において、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度における「固定資産受贈益」の金額は55百万円であります。</p> <hr/>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																		
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債290,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債50,000百万円の担保に供しております。</p> <p>※2 有形固定資産の圧縮記帳額 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の規定により、各事業共用固定資産(有形固定資産)の取得価額から控除している圧縮記帳額は184百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">149百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">184百万円</td> </tr> </table> <p>※3 関係会社に対する負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高速道路事業営業未払金</td> <td style="text-align: right;">17,962百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">4,016百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預り金</td> <td style="text-align: right;">12,536百万円</td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">7,167,727百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">23,330百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">西日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">567百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,191,625百万円</td> </tr> </table>	建物	149百万円	土地	34百万円	計	184百万円	高速道路事業営業未払金	17,962百万円	未払金	4,016百万円	預り金	12,536百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727百万円	中日本高速道路(株)	23,330百万円	西日本高速道路(株)	567百万円	計	7,191,625百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債290,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債120,000百万円の担保に供しております。</p> <p>※2 _____</p> <p>※3 関係会社に対する負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高速道路事業営業未払金</td> <td style="text-align: right;">14,278百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">3,489百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預り金</td> <td style="text-align: right;">15,203百万円</td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">5,872,579百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">17,776百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">西日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">422百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,890,777百万円</td> </tr> </table>	高速道路事業営業未払金	14,278百万円	未払金	3,489百万円	預り金	15,203百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,872,579百万円	中日本高速道路(株)	17,776百万円	西日本高速道路(株)	422百万円	計	5,890,777百万円
建物	149百万円																																		
土地	34百万円																																		
計	184百万円																																		
高速道路事業営業未払金	17,962百万円																																		
未払金	4,016百万円																																		
預り金	12,536百万円																																		
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727百万円																																		
中日本高速道路(株)	23,330百万円																																		
西日本高速道路(株)	567百万円																																		
計	7,191,625百万円																																		
高速道路事業営業未払金	14,278百万円																																		
未払金	3,489百万円																																		
預り金	15,203百万円																																		
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,872,579百万円																																		
中日本高速道路(株)	17,776百万円																																		
西日本高速道路(株)	422百万円																																		
計	5,890,777百万円																																		

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 26,274百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 210,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が25,000百万円、道路建設関係長期借入金が102,700百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 22,522百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 350,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が70,000百万円、道路建設関係長期借入金が105,000百万円それぞれ減少しております。</p>



## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																								
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速道路事業 固定資産</td> <td style="text-align: center;">189</td> <td style="text-align: center;">121</td> <td style="text-align: center;">67</td> </tr> <tr> <td>各事業共用 固定資産</td> <td style="text-align: center;">1,206</td> <td style="text-align: center;">518</td> <td style="text-align: center;">688</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,396</td> <td style="text-align: center;">640</td> <td style="text-align: center;">755</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">354百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">401百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">755百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">393百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">393百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">427,978百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">24,424,555百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">24,852,533百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	高速道路事業 固定資産	189	121	67	各事業共用 固定資産	1,206	518	688	合計	1,396	640	755	1年内	354百万円	1年超	401百万円	合計	755百万円	支払リース料	393百万円	減価償却費相当額	393百万円	1年内	427,978百万円	1年超	24,424,555百万円	合計	24,852,533百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用 固定資産</td> <td style="text-align: center;">944</td> <td style="text-align: center;">589</td> <td style="text-align: center;">354</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">227百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">354百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">313百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">313百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">420,562百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">24,019,240百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">24,439,803百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	各事業共用 固定資産	944	589	354	1年内	227百万円	1年超	126百万円	合計	354百万円	支払リース料	313百万円	減価償却費相当額	313百万円	1年内	420,562百万円	1年超	24,019,240百万円	合計	24,439,803百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																						
高速道路事業 固定資産	189	121	67																																																						
各事業共用 固定資産	1,206	518	688																																																						
合計	1,396	640	755																																																						
1年内	354百万円																																																								
1年超	401百万円																																																								
合計	755百万円																																																								
支払リース料	393百万円																																																								
減価償却費相当額	393百万円																																																								
1年内	427,978百万円																																																								
1年超	24,424,555百万円																																																								
合計	24,852,533百万円																																																								
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																						
各事業共用 固定資産	944	589	354																																																						
1年内	227百万円																																																								
1年超	126百万円																																																								
合計	354百万円																																																								
支払リース料	313百万円																																																								
減価償却費相当額	313百万円																																																								
1年内	420,562百万円																																																								
1年超	24,019,240百万円																																																								
合計	24,439,803百万円																																																								

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	<p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>												
<p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">419百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">191百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">610百万円</td> </tr> </table>	1年内	419百万円	1年超	191百万円	合計	610百万円	<p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">778百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">470百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,248百万円</td> </tr> </table>	1年内	778百万円	1年超	470百万円	合計	1,248百万円
1年内	419百万円												
1年超	191百万円												
合計	610百万円												
1年内	778百万円												
1年超	470百万円												
合計	1,248百万円												

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式2,996百万円、関連会社株式10,886百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">660百万円</td> </tr> <tr> <td>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金</td> <td style="text-align: right;">115百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">22,982百万円</td> </tr> <tr> <td>ETCマイレージサービス引当金</td> <td style="text-align: right;">2,926百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,472百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産小計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>28,257百万円</b></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△27,736百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産合計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>521百万円</b></td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未収出向者退職給付負担金</td> <td style="text-align: right;">△1百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金負債合計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>△1百万円</b></td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産の純額</b></td> <td style="text-align: right;"><b>520百万円</b></td> </tr> </table>	貸倒引当金	100百万円	賞与引当金	660百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	115百万円	退職給付引当金	22,982百万円	ETCマイレージサービス引当金	2,926百万円	その他	1,472百万円	<b>繰延税金資産小計</b>	<b>28,257百万円</b>	評価性引当額	△27,736百万円	<b>繰延税金資産合計</b>	<b>521百万円</b>	未収出向者退職給付負担金	△1百万円	<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△1百万円</b>	<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>520百万円</b>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">76百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">621百万円</td> </tr> <tr> <td>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金</td> <td style="text-align: right;">88百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">24,101百万円</td> </tr> <tr> <td>ETCマイレージサービス引当金</td> <td style="text-align: right;">2,880百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,906百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産小計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>29,675百万円</b></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△28,503百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産合計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1,171百万円</b></td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未収出向者退職給付負担金</td> <td style="text-align: right;">△1百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金負債合計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>△1百万円</b></td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産の純額</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1,170百万円</b></td> </tr> </table>	貸倒引当金	76百万円	賞与引当金	621百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	88百万円	退職給付引当金	24,101百万円	ETCマイレージサービス引当金	2,880百万円	その他	1,906百万円	<b>繰延税金資産小計</b>	<b>29,675百万円</b>	評価性引当額	△28,503百万円	<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1,171百万円</b>	未収出向者退職給付負担金	△1百万円	<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△1百万円</b>	<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,170百万円</b>
貸倒引当金	100百万円																																																
賞与引当金	660百万円																																																
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	115百万円																																																
退職給付引当金	22,982百万円																																																
ETCマイレージサービス引当金	2,926百万円																																																
その他	1,472百万円																																																
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>28,257百万円</b>																																																
評価性引当額	△27,736百万円																																																
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>521百万円</b>																																																
未収出向者退職給付負担金	△1百万円																																																
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△1百万円</b>																																																
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>520百万円</b>																																																
貸倒引当金	76百万円																																																
賞与引当金	621百万円																																																
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	88百万円																																																
退職給付引当金	24,101百万円																																																
ETCマイレージサービス引当金	2,880百万円																																																
その他	1,906百万円																																																
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>29,675百万円</b>																																																
評価性引当額	△28,503百万円																																																
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1,171百万円</b>																																																
未収出向者退職給付負担金	△1百万円																																																
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△1百万円</b>																																																
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,170百万円</b>																																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.5%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">13.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.8%</td> </tr> <tr> <td><b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b></td> <td style="text-align: right;"><b>55.0%</b></td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.5%	評価性引当額	13.7%	その他	0.8%	<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>55.0%</b>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.5%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">13.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4.7%</td> </tr> <tr> <td><b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b></td> <td style="text-align: right;"><b>59.0%</b></td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.5%	評価性引当額	13.8%	その他	4.7%	<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>59.0%</b>																																
法定実効税率 (調整)	40.5%																																																
評価性引当額	13.7%																																																
その他	0.8%																																																
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>55.0%</b>																																																
法定実効税率 (調整)	40.5%																																																
評価性引当額	13.8%																																																
その他	4.7%																																																
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>59.0%</b>																																																

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,256.91円	1株当たり純資産額	1,278.81円
1株当たり当期純利益金額	25.34円	1株当たり当期純利益金額	21.90円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(百万円)	2,661	2,299
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,661	2,299
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	131,975	134,275
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	131,975	134,275
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

## ④ 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券 株式会社パプリス	8,400	35
計		8,400	35

## 【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有目的の債券	大阪府信用農業協同組合連合会 譲渡性預金	30,000
		山口銀行 譲渡性預金	20,000
		みずほコーポレート銀行 譲渡性預金	18,000
		関西アーバン銀行 譲渡性預金	5,000
		兵庫県信用農業協同組合連合会 譲渡性預金	3,000
計		76,000	76,000

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末 簿価 (百万円)	
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,611	210	41	1,780	349	88	1,430
		構築物	32,488	3,467	846	35,109	3,778	970	31,330
		機械及び装置	82,609	8,371	990	89,990	34,847	9,486	55,143
		車両運搬具	12,684	2,188	334	14,538	10,130	1,956	4,408
		工具、器具及び備品	5,383	734	315	5,802	3,598	644	2,204
		土地	0	0	0	0	-	-	0
		リース資産	6	4	-	11	2	1	8
		建設仮勘定	2,104	14,293	14,494	1,903	-	-	1,903
		計	136,888	29,270	17,022	149,136	52,706	13,149	96,429
	無形固定資産	5,398	1,424	0	6,822	2,972	1,030	3,850	
合計	142,287	30,695	17,023	155,958	55,678	14,179	100,279		
関連事業	有形固定資産	建物	17,148	3,271	409	20,010	3,963	979	16,047
		構築物	5,052	172	58	5,166	2,132	447	3,034
		機械及び装置	1,121	150	119	1,152	610	89	541
		工具、器具及び備品	119	20	1	139	69	23	69
		土地	72,995	6	4	72,997	-	-	72,997
		建設仮勘定	633	3,396	3,559	470	-	-	470
		計	97,071	7,019	4,153	99,937	6,776	1,539	93,160
	無形固定資産	122	15	29	108	51	22	56	
合計	97,193	7,034	4,182	100,045	6,828	1,562	93,217		
各事業共用	有形固定資産	建物	8,381	705	578 <17>	8,507	2,143	332	6,364
		構築物	731	57	128 <1>	660	346	55	314
		機械及び装置	108	41	1	149	56	16	92
		車両運搬具	16	-	12	3	3	0	0
		工具、器具及び備品	878	129	113	894	460	115	434
		土地	12,619	-	256	12,362	-	-	12,362
		リース資産	620	169	-	790	255	190	534
		建設仮勘定	98	3,774	3,381	491	-	-	491
		計	23,453	4,878	4,471 <19>	23,860	3,266	(398) 711	(11,518) 20,594
	無形固定資産	5,003	2,681	72	(4,263) 7,611	2,976	993	4,635	
合計	28,456	7,560	4,544 <19>	31,472	6,242	1,705	25,230		
その定 他資 産	有固 定資 産形 産	土地	117	-	-	117	-	-	117
		計	117	-	-	117	-	(-) -	(-) 117
投資その 他の 資産	長期前払費用	4,029	254	248	4,035	2,360	269	1,675	
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	654	136	132	658	163	190	494	

- (注) 1. ( )内は、高速道路事業配賦分を表示しております。  
2. 配賦基準は勤務時間比によっております。  
3. < >内は、減損損失を表示しております。  
4. 各事業共用固定資産の主なものとは工事事務所及び社宅等であります。  
5. 高速道路事業有形固定資産(機械及び装置並びに建設仮勘定)の当期増加額の主なものとは、料金收受機械及びETC設備の取得によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	479	94	138	13	423
賞与引当金	1,632	1,535	1,632	—	1,535
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	285	—	67	—	217
回数券払戻引当金	46	—	7	—	38
ETCマイレージサービス引当金	7,235	7,120	7,235	—	7,120
カードポイントサービス引当金	245	296	98	—	443
役員退職慰労引当金	28	10	—	—	39

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額(百万円)
現金	1,174
預金	
普通預金	9,464
定期預金	3,000
小計	12,464
合計	13,638

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	10,813
株式会社ジェーシービー	6,573
三菱UFJニコス株式会社	5,673
三井住友カード株式会社	4,897
ユーシーカード株式会社	4,477
その他	24,773
合計	57,210

(2) 滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/(A+B)) (%)
89,517	698,032	730,339	57,210	7.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

### 3 未収入金

#### (1) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ネクセリア東日本株式会社	1,028
国土交通省	780
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	139
株式会社日本構造橋梁研究所	109
中日本高速道路株式会社	74
その他	511
合計	2,643

#### (2) 滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/(A+B)) (%)
7,496	56,744	61,597	2,643	4.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

### 4 有価証券

76,000百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 ④ 附属明細表 有価証券明細表」に記載しております。

5 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	31,577	5,565	2,850	34,292
	労務費	2,838	454	258	3,034
	外注費	4,080	969	202	4,846
	経費	32,503	4,782	1,173	36,112
	金利等	3,134	1,221	194	4,161
	一般管理費人件費	2,165	620	299	2,487
	一般管理費経費	1,669	580	1,143	1,107
	計	77,969	14,195	6,122	86,041
建設費	材料費	294	695	314	676
	労務費	6,704	3,683	2,987	7,401
	外注費	229,270	150,748	149,605	230,413
	経費	11,776	3,928	3,152	12,552
	金利等	7,191	4,393	3,379	8,206
	一般管理費人件費	7,393	4,925	3,701	8,617
	一般管理費経費	6,229	4,116	2,994	7,351
	計	268,861	172,491	166,134	275,218
除却工事 費用その他	労務費	0	24	24	0
	外注費	68	1,133	1,118	83
	経費	0	7	7	0
	金利等	2	7	6	3
	一般管理費人件費	0	31	31	0
	一般管理費経費	0	17	17	0
	計	72	1,221	1,205	89
合計	346,903	187,908	173,463	361,349	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高(百万円)
高速自動車国道東関東自動車道	85,427
高速自動車国道北海道横断自動車道	80,120
高速自動車国道北関東自動車道	74,565
高速自動車国道常磐自動車道	53,116
高速自動車国道北海道縦貫自動車道	16,338
その他	35,422
合計	344,991

(2) 原材料

内訳	金額(百万円)
緑化資材	838
その他の原材料	87
合計	925

(3) 貯蔵品

内訳	金額(百万円)
発生材	151
その他	722
合計	874

II 固定資産

1 有形固定資産 210,302百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 ④ 附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

### Ⅲ 流動負債

#### 1 高速道路事業営業未払金

##### 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	37,728
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	2,518
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	2,454
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	2,318
国土交通省	1,250
その他	21,383
合計	67,653

#### 2 未払金

##### 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
麴町税務署	2,824
ネクセリア東日本株式会社	1,751
株式会社ピーエス三菱	882
中日本高速道路株式会社	758
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	676
その他	5,992
合計	12,885

#### IV 固定負債

##### 1 道路建設関係社債 289,218百万円

内訳は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

##### 2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	20,790
株式会社三井住友銀行	13,125
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,125
農林中央金庫	12,915
信金中央金庫	11,655
その他	53,390
合計	125,000

##### 3 退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	86,694
未認識数理計算上の差異	△5,701
年金資産	△21,415
合計	59,578

##### (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 東日本高速道路株式会社本社
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申出を受け、株券不発行となっております。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の7第1項の適用はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                         |                                  |             |
|-------------------------|----------------------------------|-------------|
| (1) 有価証券報告書             | (事業年度 自 平成20年4月1日                | 平成21年6月25日  |
| 及びその添付書類                | (第4期) 至 平成21年3月31日)              | 関東財務局長に提出   |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書       |                                  |             |
|                         | 平成21年6月25日提出の有価証券報告書の訂正報告書であります。 | 平成21年8月5日   |
|                         |                                  | 関東財務局長に提出   |
| (3) 半期報告書               | (事業年度 自 平成21年4月1日                | 平成21年12月24日 |
|                         | (第5期中) 至 平成21年9月30日)             | 関東財務局長に提出   |
| (4) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類 |                                  | 平成22年3月23日  |
|                         |                                  | 関東財務局長に提出   |
| (5) 発行登録追補書類及びその添付書類    |                                  | 平成22年5月13日  |
|                         |                                  | 関東財務局長に提出   |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

## 第2 【保証会社以外の会社の情報】

### 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第6回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期までに機構により重疊的に債務引受けされることとなるため、機構にかかる情報の開示を行うものであります。

なお、第1回ないし第5回社債は、機構により重疊的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せて御参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。  
 2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの)とします。)をいいます。  
 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成22年3月31日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(注1)	平成19年3月12日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(注2)	平成19年10月22日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(注3)	平成20年9月18日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(注3)	平成21年2月13日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(注4)	平成21年5月21日	30,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年10月8日	30,000	非上場・非登録

(注) 1. 平成20年3月31日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。  
2. 平成20年12月26日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。  
3. 平成21年12月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。  
4. 平成22年3月31日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

## 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員  
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成22年3月31日現在、2名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理してあります。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資してあります。

I 資本金	4,855,290百万円
政府出資金	3,644,563百万円
地方公共団体出資金	1,210,727百万円
II 資本剰余金	846,938百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△1,964百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	1,405,294百万円
純資産合計	7,107,523百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## ⑥ 事業の内容

### (a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

### (b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

### (c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定について」を併せて御参照ください。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月25日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。